

第34期東京都青少年問題協議会  
第4回若年支援部会

令和6年10月21日（月）  
午後6時00分～午後9時14分  
都庁第一本庁舎34階  
34A会議室

## 午後6時00分開会

○山本若年支援課長 それでは、始めさせていただきます。お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから東京都青少年問題協議会第4回専門部会若年支援部会を開催いたします。

本専門部会は、東京都青少年問題協議会総会の運営規定に準じ、原則公開となっております。議事録につきましても同様の扱いとなりますので、ご承知おき願います。

次に、資料の確認をいたします。こちらは左下に一覧というアイコンがございますので、これを押していただくと全体像が見やすくなりますので、こちらで確認させていただきます。

今回の資料につきましては、1の次第、まず次第がございます。

2以降は、資料1ヒアリング結果まとめとなっております。

資料2としては、これはスライドで申しますと29、30です。居場所ヤングケアラーの本文(案)が29と30にございます。

資料3といたしまして、ウェブアンケート結果まとめ、これがスライド31以降でございます。

資料4といたしまして、数値目標案、これがスライドで言うと44にあたります。

資料5として、こども大綱説明資料、これがスライドで言うと45以降になります。

資料6といたしまして、現在の東京都子供・若者計画でございます。

スライド51以降ずっと下の方を見ていきますと、スライド182以降に進捗状況の調査票がございます。

資料8といたしましては、新たな社会的養育推進計画の理念、これがスライド230に、新たな社会的養育推進計画の理念(案)について資料がございます。

資料9といたしましては、各種統計データといたしまして、232から各種統計データがございます。

最後、資料10としては、若年支援部会名簿、一番下の方に、名簿が263番にございます。

参考資料といたしまして、こども大綱に記載のある主なトピックの計12点、スライド264、265です。こども大綱に記載のある主なトピックです。以上が資料となっております。皆様、ご確認いただけますでしょうか。

それでは、この後の進行は土井部会長へお願いしたいと存じます。

土井委員、よろしくお願いたします。

○土井部会長 本日もお集まりいただきましてありがとうございます。よろしくお願いたします。

では、さっそくですが、進行していきたいと思います。

まず、次第2、審議事項東京都子供・若者と計画第2期の改定についてですが、まず、最初に計画の第3章基本方針Ⅱ、社会的自立に困難を要する子供・若者やその家族への支援の居場所のない子供・若者ヤングケアラーについて審議するにあたりまして、事務局にて困難を抱える若者からのヒアリングが行われましたので、その結果についてのご報告をお願いいたします。

#### ○事務局職員

居場所のない子供・若者、ヤングケアラー、この2つにつきましては、7月の第2回若年支援部会で18歳以上の若者を対象としてご審議いただいたところです。

本日の資料2、スライドですと29枚目にあたりますが、こちらに本日の文案がございまして、その際、7月にいただきましたご意見を反映しております。また、その後子供部分につきましても関係局に照会しまして、追記しているものでございます。

この項目に関連いたしまして、第1回若年支援部会でご説明させていただきましたとおり、居場所のない若者や18歳以上のヤングケアラーのさまざまな意見をこの部会の議論に反映させることを目的としまして、地域の居場所の運営やケアラー支援に取り組まれている団体の方々にご協力をいただきながら、若者たちへのヒアリングを実施してまいりましたのでご説明させていただきます。

資料1スライドの2枚目をご覧ください。

対象は都内在住で、概ね18歳から30歳までの若者とし、10月10日現在で合計65名の方に対してインタビューを行いました。居場所に通う若者に対してはその居場所に出向いて実施し、また、ケアラーの方に対しては主にオンラインで実施しております。

居場所のインタビューでは、基本的に1対1での個別形式を採用しておりますが、団体様側のご意向によっては複数名でのグループ形式も一部採用しております。

続きまして、次のスライドからはこれまで実施した居場所の施設概要を記載しております。

続きまして、スライドの12枚目をご覧くださいませ。こちらのスライド12枚目からは全ての居場所の実施結果をまとめてございます。こちらをご説明させていただきます。

先ず、居場所を知ったきっかけでございます。上覧のヒアリングのまとめには、全ての居場所に共通のご意見、それから居場所のタイプ別でのご意見を記載しております。左下の要約の欄をご覧ください。

要約しますと、自分で検索するなどして知って足を運ぶ、インターネット等でたまたま見かけたという方もいれば、友人や家族、学校、支援機関、自治体からの紹介を

受けた方もいました。インターネット等で情報を検索しやすくしてほしい、自分で探さなくても情報が入ってくるようにしてほしい、といった要望が分かったところです。

次のスライドをご覧ください。居場所の好きなどころについてでございます。こちらでも左下の要約をご説明いたします。無料で気軽にいつでも行ける、自由に過ごせる、プログラム、ゲームなどのツールがある、予約不要ですぐに話を聞いてくれる、誰かと話せる安心感がある、実家や友人のように話がしやすい、親身になってくれるスタッフがいる、温かい食事が食べられるなどの意見がありました。仕事の後に来れるよう、また夜に相談したくなるので夜まで空いていると良い、食事提供やプログラムがあるとよいといった要望が分かったところです。

次のスライドをご覧ください。居場所になりやすい場所です。こちらにつきましては、先ほどの居場所の好きなどころと同じ意見がございました。その他ですと、家の近くだと親に行くことを許してもらいやすいといったご意見があった次第です。

続きまして、次のスライドの悩みをご覧ください。こちらの方では、過去の困難を起因としてやりたいことが分からない、自分の存在意義、将来の事、それから仕事や学業をしないといけないと思いつつ動けない、就職できない、仕事が対人関係や体調面で続かない、家族との関係、一人暮らしのための準備、食事や住まいの確保、また困っていること自体が分からない、といった様々な悩みがございました。

こうしたところから児童養護施設退所後のフォローですとか、仕事の見つけ方をサポートしてほしい、過去のトラウマを引きずっておりやりたいことが分からない、働く意欲の回復や気持ちの面をサポートしてほしい、何をやりたいのか将来のことを悩み一緒に考えてほしい、といった要望が分かったところでございます。

次のスライドをご覧ください。こちらは相談相手の状況でございます。友人や居場所のスタッフなどが相談相手であるとのことのご意見もございました。また、家族には相談できない、悩みによっては相談相手を変えている、過去の経験から解決しないと思ってそもそも相談しない、などのご意見がございました。要望といたしまして、無職になった時の支援窓口の紹介をしてほしいといったものがございました。

続きまして、次のスライドでございます。こちらは居場所で現在提供してもらってうれしいサポートや設備、これからあると良いといった欲しいサポートや設備でございます。

こちらではインターネット環境、それから将来を一緒に考える、職業復帰の段階的支援、対象者の状況に応じて必要な手続きのサポートといったところでございます。

それから、要望といたしましてプログラムなどの充実、LINEなどの気軽な相談、職場復帰の段階的な支援、用途に応じた様々な部屋、身近な場所で夜間や休日に利用したい、様々なタイプの職員の方の配置、といったご要望が分かったところです。

続きまして、次のスライドをご覧ください。こちらは居場所に関して東京都や身近な公的機関や支援機関に求めることをございます。こちらでは、どんな人であってもふらっと来て話せる場所があると良い、あるいは一人だと孤独を感じリアルで交流できる場所が足りないので居場所の増加、いざというときにしんどくなったら抜け出せる逃げ場は多いほうがいい、今ある居場所が続いてほしい、居場所の存在が有名になるといい、障害者やグレーゾーンの若者が気軽に安全に過ごせる場所、貧困ビジネスではないか確認できるような情報提供、物理的精神的に生きていくのが難しい人のサポート、働く意欲回復や仕事体験の機会の提供、といった要望や意見がございました。

次のスライドをご覧ください。こちらは居場所以外について東京都などへ求めることをございます。こちらでは児童養護施設退所後の一人暮らしや就職のサポート、自立支援の充実、あるいはコミュニケーション支援や職業訓練、またライフスタイルに応じた支援情報の発信、多様な価値観や生き方を認める環境の整備などのご意見がございました。

続きまして、次のスライドをご覧ください。今回のヒアリングの機会をとらえまして、ト一横についてどう思うかについても伺ったところをございます。こちらでは歌舞伎町やト一横に実際にいたことがあるという若者からのご意見もいただくことができております。

ト一横に何を求めていっているのか把握が必要、ほかの人間に対して疑いの目があり警戒心を持つ、また、ト一横の環境に来ているとなかなか正常な判断ができていないのではないかと、コミュニティが狭い、他者の目があり支援の場所があったとしてもいけない、ほかにも居場所がある事の周知をしたほうがいい、熱中できることや参画を通じて達成感を上げてもらうとよい、などの意見がございました。

続きまして、次のスライドをご覧ください。スライド21枚目になっております。ここからはヤングケアラーの方へのヒアリング結果となっております。まず、最初がこのページのケアラー同士の会などを知ったきっかけをございます。

下の要約欄をご覧ください。ニュースやインターネットをきっかけに知ったという方や、家族や周囲の大人から紹介してもらって知ったという方もいました。また、その他、知っていても参加したこともないという方もいらっしゃいました。

続きまして、次のスライドでございます。ケアラーさんの支援団体の利用状況ですとか、ケアラーさん同士の会等に参加して嬉しいことをございます。下の要約ところでございますが、似た状況を経験している人たちに共感してもらえ、ケアのことだけでなく日常のことも友達感覚で話せる、人生の先輩から話が聞けてイメージが

く、頼り先や連絡先ができた、といったものでございました。

次のスライドをご覧ください。悩みを相談できる相手、相談できない場合はその理由、どんな人に相談したい方かということでございます。友人にも相談しにくい、当事者しか理解できない部分なのでケアを経験している人にしか相談できない、といったご意見がございました。

続きまして、次のスライド、こちらはケアの状況を伺っております。精神疾患の母親の感情面のサポートや家事、障害のあるご兄弟のデイサービスの送り出しや家の中のサポート、見守り、介助など様々でございました。

続きまして、次のスライド25枚目をご覧ください。ケアをしていることで、不安なことや悩みについてでございます。ケアによる心身の負担、自分について時間が取れない、経済的な不安、将来の事、結婚や一人暮らし、またご両親亡き後のご兄弟のケアや将来ケアが終わった後の自分自身に対するダメージ、といったものがございました。

次のスライド26枚目をご覧ください。本当はやりたいこと、諦めたことについて伺ってきました。こちらは進路で悩んでいる、初めから挑戦しようと思わなかった、またケアの影響等で大学を休学、退学をしてしまったといったことがございました。

それから次のスライドでございます。若者のケアラー向けに欲しいサポートでございます。ケアが終わった後の喪失感へのフォローやモチベーションを保つためのサポート、相談先や支援窓口などの情報提供、負担軽減の方法や解決策の提示等のご意見がございました。

次のスライドをご覧ください。公的機関や東京都に求めるサポートでございます。

当事者だと思っていないので、ケアラーきょうだい児の会を知らない人が多い、身近な場所に相談先話す場もしくはケアのことを考えずに純粹に楽しめる場所、また心理士など支援者のヤングケアに対する理解度向上等ご意見がございました。若者へのヒアリング結果の説明は簡単ではございますが、以上でございます。

それでは、恐れ入りますがこちらのヒアリング結果も参考にさせていただきながら、先ほど示した資料2、スライドの29枚目と30枚目の部分についてご審議をいただければと思います。お願いいたします。

○土井部会長 どうもありがとうございました。では委員の皆様からご意見ご質問等ありましたらよろしくようお願いいたします。

いかがでしょうか。

○杉浦委員 インタビューについて実施した結果について、伺ってみたいと思ったんですが、よろしいでしょうか。

○土井部会長 もちろんどうぞ。

○杉浦委員 普通に居場所が欲しい子達というのと、このヤングケアラーという子達というのは、インタビューした時に、かなり感触が違うんじゃないかという気がするんです。

つまり、ヤングケアラーの場合この中にもいろいろ出てくるように、自分たちが置かれている立場というのが過剰に負担を負わせられているってこともよく分からないし、それを助けてくれるシステムも知らない。何が良い手立てかを探すというよりも、まず情報がないというところに置かれている。情報をどんどん提供しなければならぬような若者かと思うんです。その感覚の違いというのがありましたでしょうか。

インタビューをしてみた相手がヤングケアラーの子供達と、それからそうじゃなくて、普通に居場所が見つからない、学校が行きにくいからどっかでたむろするとかという子とか、その感触の違いというのがありましたでしょうか。

○事務局職員 そこについて感触というのは特にはないですが、当事者の方は、結局ご自身の事で精一杯なので、なかなか周りから違った目で見られてしまう、理解されない目で見られてしまうとか、なかなか状況を話すのも個人的なことなので話しにくいということなどの状況があって、抱えてしまうような状況はうかがえました。

○杉浦委員 それはどちらの子供、病人ですか。どちらも、どちらの子供群も余り変わらないという感じですか。

○事務局職員 通常の子供群とか若者にヒアリングやったことがないので。

○杉浦委員 この居場所がなくて困っている子供群というのと、ヤングケアラーという子供群という意味ですが。

○山本若年支援課長 印象が違うのでは。

○事務局職員 どちらもなかなか情報が得られないというところでは一致しているのかなという印象は個人的には受けました。

○杉浦委員 ありがとうございます。

○山本若年支援課長 よろしいですか。

○土井部会長 では、ほかはいかがでしょうか。

○井利委員 茗荷谷クラブもインタビューを応じてくれますかって言ったら、5人ほど手を上げてくれてやりますということをやっていたいたんですが、一応そこで私は何も言わずに同席一応していたという状態ですが、いろんなことを言った後のフィードバックですよ。

なので、あれだけすごく真面目に答えて、すごく真面目な子たちなので、真面目に真剣に答えてくれたかと思って、私は聞いていて感動するぐらいだったんですが、そういういろいろな意見が出たものをどういうふうはこの子供・若者計画に入れ込んでいくかということと、それからどこをどういうふうに入れ込んだんだというような、

そういったフィードバックを本当は欲しいなと思っていて、西東京市でも子供会議と  
いうのをやって、子供会議は何人かの子供が集まってグループワークをして、そのグ  
ループごとにこういう意見を出したんですね。

グループが8つほどできて、その8つのグループからどういう意見が出て、それに  
対して、この課ではどういう答えを出したか、子育てのところとか、いろんな課があ  
るんですが、いろんな課がそれぞれそれについて全部答えを書いて、その冊子を返し  
ているんですね。

そこまでできないとしても、それぐらいのことをどうにか意見を言ってくれたんな  
ら、それに対してこういうフィードバックしているよとか、こういうことを採用した  
いとか、こういうことはこれから考えていくというのでも良いし、もちろんできない  
ことがたくさんあると思うんですが、こういう意見をいただいたというようなところ  
を、どこかで書く予定があるのかどうかというところを一つお聞きしたいかなと思  
います。

○事務局職員 いただいたご意見につきましては、この計画の中でも掲載させていた  
だきたいと思っております。

○井利委員 ぜひそこは若者たちが自分の意見言っても、全然聞いているのか聞いて  
いないんだか分からないなというような状態ではない、というところを示していくと  
いうのはとても大事だと思いますね。

○山本若年支援課長 若者部会の方でも来年度以降ですが、困難を抱える若者の意見  
聴取というのを検討しておりますが、そこで言われているのは、いかにフィードバッ  
クをしていくかということが重要だというのは話し合っていて、そこは当然ながら、  
これはできませんよということも含めて、ちゃんとフィードバックを真剣に考えて検  
討しているんだということを示すことが大切だということで、来年度以降そういう仕  
組みにそういったことも入って参ります。

○杉浦委員 今のことに関して言うと、情報を得るという目的だけでなく、この取  
組自体が子供に向き合っているという大人に対する信頼を与える手続きであるとい  
うことで、活かし方によっては子供がこれですごく信頼を持ったりとかすると思  
います。この成果が直ちに生きるかどうか別にしても、そういう有益な過程にしてい  
たきたいというのが井利さん言われる趣旨だと思います。

○井利委員 ありがとうございます、でも、困難を抱える若者を全体的に見ると、た  
とえばフラッと来られる場とか。お金がかからないとか、いつでも開いているとか、  
お金がかからないと言われても、そこをもし変えられたら凄い、お金くださいって感  
じですが。そこはお金がかからない場というのをどうやってつくるかというのは、そ  
こは行政の力を借りないといけないところなんですね。民間だけでは難しいところな

ので。

○山本若年支援課長 そこはある意味来る人を選ぶ居場所もあれば、こういう方来てくださいというのをあえて示さない居場所もあれば、いろんなタイプ、無料の居場所もあれば、有料の居場所もあって、意見の中にはここは安価で良いとかという意見もあります。要するに、有料だがそんなに高額を取ってないので良いみたいな意見もあったので、いろんなタイプの居場所があったほうがいいのかになっておっしゃるように思いますね。

○井利委員 その辺は答えとして入れていくとか。

○事務局職員 堀先生のご発言があるようでございます。

○土井部会長 堀先生お願いいたします。堀先生どうぞ。

○堀委員 どうもありがとうございます。大変貴重なインタビューをたくさん集めていただきまして、ありがとうございます。

そこで、インタビューのまとめ方ですが、もし録音されているようであれば、可能な範囲でその若者が喋っている言葉をそのまま載せていただけるとすごくありがたいと思っております。このまるめた形でまとめて抽象的に示していただくというのも勿論必要ですが、どんなふうにその語っているのかということも合わせて載せていただくと、先ほどのニュアンスみたいなものがちょっとずつ伝わってくるような感じがしますので、もし可能でしたらご検討いただければありがたいです。以上です。

○山本若年支援課長 検討をさせていただきたいと思います。

○土井部会長 では、ほかによろしいでしょうか。新保委員。

○新保委員 個別のページの25ページに兄弟は全盲のため、一般的な施設が楽しんで過ごせないかもしれないとかという記述があって、多分これは若者で障害を持った兄弟と一緒に暮らしている。親が亡くなって、親亡き後の対策ということも具体的には何も支援を受けてないという状態に見えるんですが、東京都の場合には全盲の方が在宅でサービスを、在宅で生活する為に必要な支援というのはあまり行われてないのでしょうか。東京だからやっているんじゃないかと思うんですが、これが一つ。

それからもし視覚障害者の施設というのは、具体的に東京はどこにあるのか分からないんですが、全国的にはあちこちにあるので都内にもあると思うんですが、こういう施設を紹介するとかということはこの人にできないだろうかということ、この25ページの1枚を見ても、ほかにもあちこちあるんですが、例えば、個々の人にそういう回答ができないんだろうかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

具体的にヤングケアラーとして調査に応じてくださった方に必要な情報提供すること、それは一般的なことでもできるんじゃないかと思うんですがどうですか。これ本当に大変だと思います。何歳か分からないが、見る限りは20歳を過ぎている

のかもしれませんが、

○山本若年支援課長 調べて、こちらはこの当人に伝わるように情報提供を。

○新保委員 何かできたら、本当にこの方にとってはとても大事な一步になるんじゃないかなという気がします。ほかにもあるんじゃないかと思います。例えばの例です。

○土井部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○小西委員 一つだけお願いします。この居場所のない子供・若者、ヤングケアラーに関して、実態としてはどれぐらいの方が推計数でもいらっしゃるのかというのが重要かと思います。

以前、確か江戸川区でしょうか、ひきこもりの方に関して推計値を確か出されたことがあったと思うのですが、都内ではどれぐらいのニーズがあるのかというのを正確に把握した上で、それで実際、資源をどれぐらい投入するかということが政策実現の上でも分かってくると思うので、実態把握を今後も引き続きされていかれることも、何か方向性として書いておく必要もあるかなと思います。以上です。

○土井部会長 ニーズをもらうか。

○新保委員 どうやって調べたらいいですか。先生だったら、どう調べられますかね。結構大変なことかなと。

○小西委員 まあ、そうですね。

○新保委員 できないですね。

○小西委員 例えば、今回こういうアンケート調査を行ったかと思うのですが、そういうところを通じて、例えば、推計値を出していくことが考えられます。

○新保委員 推計値、狭い場所でやるんですか。

○小西委員 それについては無作為にいくつかの地域を選んで、そこを通じて全体の推計値を出すことができると思います。確実にこの数値というのは、例えば居場所のない子供・若者に関して、時によってこう変化していく、状態によって変化していくこともあり得ると思うので、推計値から出していくという方法があると思います。

○新保委員 それでしたらできるかもしれないですね。結構大変な作業になるかもしれないですが、できないことはないですね。

○小西委員 江戸川区による調査というのはすごく衝撃的なものであったと思いますし、また、かつ実態がこれぐらいって分かることは非常に重要なことではないかと、それだけひきこもりの方のニーズが実際にある、潜在的にあったということもあるので。

○土井部会長 どの方が、どうやったんでしょうか。

○小西委員 正確な方法は覚えてないのですが。

○事務局職員 独自にやったというのは、私もネットで調べたことがあるんですが、全区民に聞いて得られた回答といったもので、推計ではなかったと記憶していますが、間違っていたら申し訳ありません。ほかにやってないので話題になっていました。

○土井部会長 多分個別訪問で全部やったんですね。

○井利委員 すごい。あれは全件ですごい。まあ件数は区によって違うんですが、

○土井部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○杉浦委員 ヤングケアラーの次になっているんですが、アンケートの中で、最後のまとめのところで、自分が当事者だと思っていないかということとか、それが使える福祉サービスが分からないということがあって。大人でも、例えば、親が介護が必要な時にどこ行けばいいのかって、初めてだと結構わからなくて困るんですね。

どこに行ったらいいんだろうというろろしながら探すことがあるんですが、子供だと自分がその親の負担、本当はしなくて済む子も多いのにさせられているということさえも分からないし、それを助けてくれる所があることさえも分からないという状態です。本文の2期のところに書いてあるのは、ホームページをつくるであるとか、連携機関促進のために運営を行ってコーディネーターつくるとか、そんなのありますよというのを公示するという要素が強いんですが、もっともっと自分が必要だという、自分がそういう立場にあるんだという、福祉って使えるんだというのを、例えば、学校の中で、本当は子供ってのはこうやって普通育つ、たまたまその家庭によっては、子供が手伝わなきゃいけない場合もあるかもしれないけれども、子どもにとっては学業は、育つ上で大事なことなので、その時期には人が助けてくれるんだよということをお子たちに小さい頃から情報を提供する。

自分はそのケースに該当していて、どこかにサービス提供をしてもらってもいいんだということを知って、初めて何かのサービスを探し、たどり着くことができる。「ありますよ」と普通の子達と同じように情報を提示しておいても、なかなかそこに行くということに気がつかないから、教育の中で困った時には福祉というのが使えるんだということをお擦り込むみたいな感じで教えていく必要がある。ぜひもう一歩進めていただきたい気がします。

○事務局職員 ありがとうございます。

○杉浦委員 ホームページの活用と相談しやすい場所の整備として相談場所があるってことだと思うんですが、相談場所に行くべき人間なのかどうなのかとか、相談したら助かるのかどうかということ自体が分かってないんじゃないかなという感じがするんです。

○山本若年支援課長 学校が重要なポイントになると。

○杉浦委員 だから、子供が要求をするとか意見を出すという前に、その必要な情報とか必要なその子供があるべき姿というのを教えてあげないと、子供がSOSを出していくことがまず無理なんじゃないかと思うので、もう一步進める、無駄でもいいから情報提供する、子供達に、子供たちのあり方というのをもっと分かってもらうということが必要なんじゃないかなと思います。

だから、そうなる教育の中で、生活とか福祉とか社会とかいう単元の中でもっと丁寧にやっていく必要があるんじゃないかと思います。

○山本若年支援課長 そういった観点の取組があれば、こちらに盛り込んでいくという話ですよ。分かりました。

○井利委員 子供の権利とかね、育ち学ぶ権利があるというところで、その学ぶことをできなくなっているという、権利が剥奪されているというような、そういう認識をすれば学びは必要だと思うので、子供の権利の教育っていったところが、もう少し突っ込んでできると思います。

○土井部会長 だからその権利のような抽象的な知識もそうだし、後おっしゃっているような個別の具体的な情報もプッシュで出さないと、たぶん、用意していますよと言われても、そういう情報を知らないというか、周りが見えてないわけだから、こっちからこういう情報があるんですよってやつを押し出していかないと届かないというね。

○杉浦委員 だから、例えば、そのテキストだとしたら、権利があるということではなくて、日常どうやってわたしたちが生活を普通しているのか、朝起きたら学校に自分が行って帰ってきて、こういうふうにお風呂とかご飯もつくってやってみたいな感じでやるのが割と普通なんだけれども、そうじゃなくて、病気のお母さんを面倒見ている子もいる。

でもこれ大変だよ。そしたら福祉というところで、その電話すると、そこで助けてくれる人がいるんだよみたいな絵とかみたいな感じでちゃんと伝える。文字だけだといくら書いても結局分からない部分があるので、その例えば映像を見てもらう時間をつくるとか、自分がそれなんだなって分かるものが必要かなと思うんですが。

○土井部会長 ありがとうございます。今のここで出た意見はそれを踏まえて、次回の時に一応とりまとめ案が出ますよね。で、次回にそれは何らかの形で反映をさせていただけるってことなのか。あるいは、意見を踏まえてもう一回こちらでなにか文案を出さないといけないのか、どうですかね。

○事務局職員 おかげさまで今まで第1回から4回まででこの現計画の第1章、理念から始まってですが第4章まで、一とおりに皆様からご意見を頂戴した形になりますので、この部会の後に、各関係する部局の方に、ご意見や文案を添えたりして照会させ

ていただきます。

○山本若年支援課長 こういうご意見がありました。というのを関係各局に流しますので、そういう取組があればそれを吸い上げて、こちらに記載していくということになります。

○土井部会長 その結果は、また次回ご報告、

○事務局職員 次の5回目の時にはご報告できればと思っております。

○土井部会長 これは言いつばなしで終わったらだめなので。

○杉浦委員 今回出せなかったんですが、こんな具体的なイメージでこんなのも書いて出させていただければ、

○土井部会長 出していただければ、

○杉浦委員 押し付けがましくて、それこそプッシュして出したいと思います。

○土井部会長 可能か不可能かね。

○事務局職員 追いかけても大丈夫ですので、何かあればご意見を出してください。ありがとうございます。

○土井部会長 ほかはいかがでしょうか。

私も1点ですが、18ページのところです。居場所のところで、気になったのが、下のターゲットハイリスクよりの居場所で、親に監視等されている場合の対応で、親にばれずにうまくつながる仕組みと書いてありますが、これ、具体的にどうなっているのかなというのが気になるんですが。

というのも、例えば、子供食堂がかなりホットになってくる中で、例えば、子供食堂、そもそも最初は親から放任にされていて栄養がとれないとか、そういう子が中心だったわけですが、いろいろと範囲が広がってきて、誰でも行けるようになってくると、今度は子供食堂を運営する側の責任問題が出てきて、そうするとそこに来る子に対して親の了承を取ってくださいとかという、そういうのを求めるところが出てきてしまっている。

そうすると、本来親の了承を取れない子こそ、本当は来れる場所でなければいけないんだが、そうすると親の了承とれない子は来れなくなってしまって、本末転倒になってしまっているという事例も聞くので、そうすると、こういう親に監視されているとか、あるいはなかなか親の元で見られていて来れないという子供たちをどうやって救うのか、これは結構大きい問題だと思うんですね。

今、具体的にこの居場所では、これどうなっているのか、もし分かればお伺いしたいんですが。

○山本若年支援課長 居場所は様々ですから、いろんな居場所、それこそNPOさんがやられている居場所だったり、区市町村がやっている、運営しているような居場所

があったり、公民館をただ開放しているだけの居場所みたいなものもありますし、そういった意味ではいろんなタイプの、それこそ先生おっしゃるように親の了承を得ないといけないというところもあるでしょうし、一概にどうなっているというのが今分からないですね。

○土井部会長 多分これが出てきていることは親に監視されていていけないって子が多分いるってことですよね。

○事務局職員 そこは、その施設側での責任問題との当然兼ね合いがありますので、どこまでを施設で見ようかどうかというのは本当にケースごとです。施設で親身になって支援している方が判断したり、それから、日頃から施設では近くの警察ですとか、学校とかの関係機関と市役所と連携したりされていますので、今までの事例に照らしてここまでは大丈夫かなというところをバランスを取って線を引いているような状況かと思います。

基本的には個別ケース、個々の状況によって判断して、そこを見極めているような状態ですね。

○山本若年支援課長 例えば、若者部会に参加されているような支援団体の居場所は、お聞きするとたしか親の承諾などは必要ない。

○土井部会長 年齢的にもね、結構割と上の方ですね。

○小西委員 これは18歳以上の場合。

○山本若年支援課長 これはそうですね。

○事務局職員 インタビューのヒアリングは18歳以上になります。

○小西委員 自分が知っているNPOでは、親に完全に監視されて、束縛されて被虐待的な状態にある中で、もう18歳超えたので完全に独立するということになり、親に本当にバレずに、自宅から退去していったというので、もう完全に自立するような生活につなげていくということを行っているところも中にはあります。18歳以上ならそれもできる。

○土井部会長 問題になるのは未成年ですよ。どうするかですよ。

○小西委員 担当弁護士をつけて、例えば、子供シェルターとかだと親権への対応を図っているところとかもありますよね。

○土井部会長 気になりましたので、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。先ほどスライド29、30を審議にとり上げたのですが、これは先に送るよりここでやっちゃった方がいい。これは前から順番にやっていく中で、織り込みでも構わないですか。

○事務局職員 どちらでも構いませんが、一旦ここで29、30についてはご意見をいただいて、一旦決着ができればと思っております。

○土井部会長 あらかじめ事務局職員の方にご意見とか出されているかと思いますが、この29、30のところにつきまして、何かご意見等改めてスライド29と30番、ある方がいらっしゃればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にないでしょうか。いいでしょうか。

ありがとうございます。では、次に進みたいと思います。

続きまして、数値目標の特徴につきましてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局職員 続きまして、数値目標でございます。

数値目標の設定に関しましては、第1回目の若年支援部会におきまして、委員の皆様にご審議いただいたところです。その際、意識調査として実施するのであれば、子供・若者計画の主眼に鑑み、困難を抱える若者を対象とした調査も行う必要があるとのご意見をいただいております。

今回こうしたご意見も踏まえまして、ウェブによるアンケート調査を実施してまいりました。結果をご説明いたします。

アンケートの実施状況でございます。資料3スライドの31枚目をご覧ください。

東京都内に在住・在学・在勤する18歳から30歳代までの若者3000名を対象に実施しました。内訳は資料に記載のとおりでございます。住民基本台帳上の男女比率、区部市部の地域比率に概ね近似させております。

次のスライド32枚目をご覧ください。調査対象の属性をまとめております。性別、年代等は記載のとおりでございます。

次のスライド33枚目をご覧ください。こちらでは具体的な設問とその単純な結果をまとめてございます。この左側の区分となっておりますが、この設問につきましては、第1回若年支援部会でお示ししましたとおり、国のこども大綱や子供政策連携室の東京子供アンケートを踏まえて作成しておりますが、困難を抱える若者からの回答を抽出するために現在の生活に困っている程度、こちらは左の区分の一番上の行になっております。これを新たに設問として追加しております。

因みに、先ほどの東京こどもアンケートにおきましても、子供たちに自分は幸せかどうかという幸福度について尋ねておりまして、その幸福度の集計結果を高い、真ん中、低いに区分しまして、各設問の回答結果とクロス集計して分析しております。

また、資料上の現在の生活に困っている程度、この左上の一番上、ここから下の方に下りまして、自分は他人から必要されていると思いますか、ここまでの設問に対する選択肢は0から10までの11段階としまして、0はまったく当てはまらない、10はとてもあてはまるとしております。

「自分の行動で社会を変えたいと思いますか」から「東京が好きですか」までの設問

につきましては、そう思わないから、そう思うまでの4段階としております。こちら  
も東京子供アンケートの選択肢と同様とさせていただきます。

次のスライド34枚目をご覧ください。各設問に対する調査結果を年代別、それから  
この後の職業別、それから困りの程度別でクロス集計し、抜粋しております。まず  
年代別で見えますと、この上のところの「毎日たくさん笑えていますか」、それから  
その下の「今の自分の生活に満足していますか」、の回答結果から10代から20代に  
比べまして、それぞれ下にある部分の方、こちらが30代になりますが、30代は充  
実感、満足感が低い傾向にあることが分かりました。

また、次のスライド35枚目をご覧ください。上のグラフ、「自分の行動で社会を変  
えたいと思いますか」、下のグラフ、「自分の意見が自身の周りで採用されていると思  
いますか」、これについては30代の方が否定的であることが読み取れます。これは赤色  
の面積が、「当てはまらない」、あるいは「どちらかといえば当てはまらない」。この2  
つを赤色で囲っておりまして、その面積が下の30代の方が多いということござい  
ます。

続きまして、次のスライドの36枚目でございます。こちらは職業別でクロス集計  
したものの抜粋でございます。正規雇用、非正規雇用、それから自営業等の雇用以外  
の形態、無職その他の4属性に区分しております。無職、その他以外の3属性のうち、  
非正規雇用は困りの程度が他の区分よりも高くなっております。

また、今の自分の生活の満足度も低いことが分かりました。こちら、上から2つ目  
の所は非正規雇用の帯になっております。こちら赤色の面積のところをそれぞれ特徴  
的で囲っております。

そうしましたら、次のスライド37枚目をご覧ください。こちらでも、非正規雇用  
と見ていただきたいのですが、無職、その他以外の属性と比べますと自己効力感が低  
く、また困っていたら周囲の人が助けてくれると思う人が少ないことが見て取れます。  
こちら困っていたら助けてもらうのは下のグラフになっております。非正規は上から  
2つ目の所でございます。

次のスライド38枚目をご覧ください。こちら自分の行動で社会を変えられると思  
いますか、についてですが、こちらはこの4つの区分いずれも、「そう思わない」、そ  
れから「どちらかといえばそう思わない」、その合計がいずれも65%、全ての帯で超  
えております。特に無職その他は「そう思わない」割合が最も高く、それだけで50%  
をいっております。

また、下のグラフ、「自分の意見が自身の周りで採用されていると思いますか」につ  
きましては特に無職、その他のところについては「当てはまる」「どちらかといえば当  
てはまる」の回答が他の部分として大幅に低い数値となっております。この赤色の面

積のところがございます。

続きまして、次のスライド39枚目をご覧ください。こちらからは困りの程度別のクロスになっております。こちら困り度別ですが、先ほど東京子供アンケートの場合ですと、あちらは幸福度という分類でクロスしておりますが、こちら困りの困難度ですが、困りの困難度を0から10の11段階のうち0から3を低い、困りの程度が低いとします。

4から7を中、8から10を高いと分類しまして、クロス集計しております。これを見ますと困りの程度が高くなる、これはグラフごとに一番上のレベルが困りの程度が高い帯になります。これは満足感が低くなっております。また、自己効力感を問う設問で0まったく当てはまらないと答えた割合はほかに比べて非常に高いということが分かりました。

次の40枚目のスライドをご覧ください。こちら先ほどに困り度別でクロスしております。困りの程度の高い方、こちらは、自分の行動で社会を変えられるということが、自分の意見が周りで採用されていると思わない割合が高いことが読み取れます。

続きまして、次の41枚目をご覧ください。困っていたら周囲の人が助けてくれると思いますかに対して「思わない」「どちらかといえば思わない」の回答が62%、一番上の困り度の高い方のところですが、赤色の面積が62%、特に高いような状況でございます。

それから、その次のスライド2枚ですが、これは居場所の利用者やケアラーにもインタビューを、先ほどしましたようにいたしました。これはWEBアンケートの結果ですね。先ほど言いましたインタビューです。

こちら居場所の利用者ケアラーの方に行われた際に、現在の生活に困っている程度を除きまして、全ての設問に回答いただきました。居場所の利用者の方から得られた結果につきまして、42枚目のところのスライド、それからその次の43枚目はケアラーの方にヒアリングの際に伺った結果がまとまっております。

こういった今回のWEBアンケートの結果を踏まえまして、数値目標案でございますが、事務局といたしまして数値目標案を作成いたしました。資料4をご覧くださいければと思います。

その次のスライドになっておりまして、スライドの44枚目をご覧ください。これはエクセル表になっておりますが、右側の緑色の部分の若者部分をご覧くださいと思います。緑の部分の一番左には設問がございます。こちらは先ほどの10個の設問を記載しております。

その設問の右の欄にR6調査時（全体欄）があります。こちらは今回ウェブアンケートを行った若者3000名の調査結果のうち、0から10の11段階の設問では、

より当てはまるグループとして8から10を選んだ回答の割合を、4段階に分け、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を選んだ回答の割合をここに記載しております。その右側のR6調査時（困難）でございます。先ほどのうち困りの程度が高いグループとして8から10を選んだ方の回答割合を記載しております。

その右側の数値目標欄でございますが、こちらは逆に困りの程度が低い方、0から11段階で低い、困りの程度が0から3を選んだ方の回答割合を参考に目標値を設定しております。

具体的に言いますと、「自分の行動で社会を変えられると思う者」の割合では、困りの程度として0から3を選んだ方のうち、本設問に対して8から10を選んだ方の割合が34.4%であったため、切り上げて40%としております。

なお、左側の青色の部分でございます。こちらは子供部分になっておりまして、この青色の部分の子供は東京子供アンケートの令和5年度調査で当てはまる方の割合を記載しております。

また、この設問の上の1番と2番ですが、こちらは東京都の長期計画である「未来の東京戦略」におきまして、政策目標値が設定されているところでございます。今ご説明いたしました数値目標、こちら右側の緑色の右の数値目標、若者の欄でございますが、こちらはあくまでも事務局の案でございます。

例えば、この数値目標は項目を設定しないほうがよい、あるいは目標値の設定方法はこのようにした方がよいのではないかなどのご意見も含めまして本日も審議いただければと存じます。

なお、この10項目のうち2番目「自分の行動で社会を変えられる」につきまして、本子供・若者計画の理念に、「全ての子供・若者が青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長社会全体で応援することとして、より良い社会を形成している青年と位置づけている」ことから、また7番「自分の意見が採用されるという項目」、こちらは次期計画より若者の意見を聴取する仕組みの導入を検討しているところでございますから、この2番と7番につきましては重要ではないかと考えているところでございます。

長くなりましたが、説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

○土井部会長 ありがとうございます。まず質問がありますでしょうか。お願いします。

○新保委員 数字をただ眺めただけですが、下から3つ目ぐらいに「夢や目標がある」ありますね。この数字は逆にありますね。逆というのは、つまり全体が21.5%で困難な状況になっている方が27.2%高いんですね。目標値をそれよりももっと高くするこの設定の仕方というのはどういうふうに考えますでしょうか、

また何か理由のようなものが、先生方思い浮かぶでしょうか。どうやってこういうことになっているのかなって、当事者に今なった気になって一生懸命考えているんですが、よく分からない。ほかのデータと違いますよね。

○事務局職員 これは、逆転しています。

○山本若年支援課長 大学生もこれ入ってまして18、19、20とかですね。彼らからすると、困り度、お金がないとかみたいな困り度が高くて、夢や希望があるというところなのかと思ったんですが。

○土井部会長 ただ、困難を抱えている人のほうが一般より高いわけですね。それをどう解釈するかだと思いますが、

○小西委員 今の点に関連するのですが、この若者ケアラーに対するアンケート、居場所の若者に対するアンケートで、「夢や目標がありますか」について、10という、「とってもあてはまる」が一番多いですね。それ以外も生活満足度も高かったり、笑っているというのも高かったり、「今の自分が好きですか」という若者ケアラーに対するアンケートに関しても、9がつまり「とてもあてはまる」に近いのが一番高いという、こういう結果をどういうふうに考えられるのかなってというのが、これを見ながら思ったところです。

○土井部会長 そこはウェブ調査に比べて対面でこれは聞いているので、多分情報が違うのでたぶん全てのもそうですよね。対面の方が高く出たりするんですよね。それでだと思います。

○山本若年支援課長 そちらにつきまして、ご参考までということで。子供のほうは、目標として掲げているのは1番と2番です。数値目標を掲げているのは1番と2番です。現状は調査していますが、目標としては特に設定はしてないです。

若者の方も我々事務局としては、施策推進の視点に関連する項目として、2番「自分の行動で社会を変えられる」後「自分の意見が採用されている」。この2つは、少なくとも設定していくのかなと、事務局として思っております。

○土井部会長 小西さんがおっしゃったように、一般的に対面の方が高く出ているので、こっちはどうするかってことを考えなきゃいけないと思うんですが、多分数値目標を掲げると、今度それがどのぐらい実現されたかってことを後からもう1回計画の中間か終わりか、なんらかやらないといけないと思うんですが、その時にもう再調査ができるかどうかってことを考えたときに、対面は今回これはたまたまできたというか、なので、多分同じような条件でもう1回やるのは厳しいんじゃないかなと私は思うんですよね。

だとすれば、もう1回再調査して検証できるデータとすれば、ウェブ調査の方が進むべき基礎としてはかなっている気がします。

○小西委員 別にこちらの数値のベースにするというのは対面の方というわけではなくて。この数値が、こういうように、とても当てはまるの方が多いのはどういう背景だったのでしょうかね。

○土井部会長 それを前提としてもウェブの方で、この夢や希望が困難な子供が高いというのは、これはどう解釈していいのか、引っかかりますよね。

○井利委員 せめて夢や希望を持ちたいという、それもなかったら、もうどうやって生きていくんだという。そういうものも感じますね。

○土井部会長 これは全部使う必要はないので、私たちがどこまで数値目標として採用するかと思いますが、個人的には下から2つ目の東京が好きだというのは個人の自由だろって思うんですが。

○井利委員 そうですね。

○小西委員 最終的には、困難度低位グループに近づけるといいうのは、全体として困難度を下げていくということですかね。

○土井部会長 それでもいろいろ考え方があると思うんですよね。今の事務局の案は困難度低位グループの値に近づけるといいうこともあるだろうし、あるいはもっと単純に困難度のやつを左側の全体の数値に近づけていくというような数値設定の仕方もあると思うんですよね。いろいろ設定の仕方があると思いますが。

16. 5%を全体の19.4%に近づけますといいうこともできるかと思うんですが、今もっと厳しいといいうか、低困難数だけ取り出して、その数値に近づけますといいうたりするので、むしろ高くなっているんですよね。

志は高いほうがいいので、そのほうがいいかと思うんですが。まず分けて考えましょう。どの項目を採用するかの前に、数値目標をどう設定するかですが、今の事務局案で行くのか、あるいは別の案があれば別の案も出していただければと思いますが、数値目標について。

まずその前に、このウェブアンケートのものを数値目標として使うといいうことには何か異論ありますか。もっと違うデータを使いたいだけかもしれないので。

○新保委員 ウェブデータを使うといいうことでいいんじゃないでしょうか。

○土井部会長 では、ウェブデータを使うことにして、数値目標の設定の仕方ですが、どうしましょう。今の事務局案で行くか、別のものを数値目標として私たちが提案するかどうかだと思いますが。ご意見ありませんか。

○新保委員 私は事務局案で良いのかと思うんですが、繰り返しになりますか8番が気になるんですね。もし、全体をそのウェブの方に合わせるんだったら目標を砕くって、変な話ですが、目標を持たないようにするといいうことをやるのかって、そんなことやらないですよ。8番についてはどうしたらいいんだろうか。逆に言うと、困難

を抱えていない子たちは、夢や目標がない人が8割、ないというか、とても多いんだと思って。

○土井部会長 でも30%ってことは、困難を抱えていない人たちは夢や希望があると答えている人が30%いるということですよ。

○新保委員 21.5%。

○土井部会長 それは全体ならして21.5で、そのうち困難が低いものだけを取り出すと30%。数値目標は30でしょ。この数字はどこから来ているかというと、右に書いてあるように、困難度低位グループの回答割合を参考。なので、困難の低位の人だけ取り出してくると30%。ということです。

○事務局職員 おっしゃるとおりです。

○土井部会長 困難を抱えている人と困難を抱えていない人とならすと21.5%で、困難を抱えている人だけを取り出すと27.2%、それで困難を抱えていない人たちを取り出すと30%なので、その30%に近づけましょうというのが今の事務局案だと思います。

○杉浦委員 設問というのは、もともと根拠があってつくっている設問ですよ。

○山本若年支援課長 とうきょうこどもアンケートに合わせています。子供・若者の目標といった時に、これは分けようと、子供は子供のパーセンテージが出ますので。若者は若者でとろうとしていて、子供のほうは目標と設定しているのが1番と2番ですね。ほかは、調査をしているだけで、1番2番を目標設定しているので、若者の方はどれを目標に設定しましょうと、必ずしも子供といっしょの目標じゃなくても良いと思うんですね、子供と若者は違いますので。

○杉浦委員 この設問がその子供の心理状況であったり、将来に対する展望であったりというのを表しているということ自体は、その設問をつくる段階でちゃんと厳密に調査してつくられているんですよ。

○土井部会長 元の方がというんでしょう。とうきょうこどもアンケート。だからそれを採用しているってことだと思いますが。あと、どの項目を採用するかはまずその次の問題で、今はその数値目標をどの値するかです。まず、それを先をやりたいと思いますが。今事務局案でよろしいんじゃないかというご意見しかないので、それでよろしいですか。

○井利委員 今分からないですよ。

○土井部会長 いや、だから全体平均近づけることもあると思いますが、

○小西委員 そうすると、結局21.5に近づけるということになるのでしょうか。困難そうな感じもします。

○土井部会長 そうしたら、それを採用すればですがね。それは変な話になっちゃう

よね。

○井利委員 また再調査するってことですか。

○土井部会長 それはしないと、どれだけ実現できたか分からないじゃないですか。

○山本若年支援課長 中間年と、これ計画が5年ですので、

○井利委員 5年、中間と最初と、この数字が出るかどうか。

○土井部会長 やらないと達成度が分からない。達成度で成績を付ける。

○井利委員 意味があるんだろうか。これ自体意味ないんですかね。

○土井部会長 その思いはあるんですが。

○杉浦委員 そうですよ。そんな感じもしますよね。

○山本若年支援課長 もともとはこども大綱で今回こういうウェルビーイング的な設問の数値目標として掲げられたんで、それを勘案してつくる子供・若者計画ではありますので、全く立てないということもあるのだと思うのですが、こども大綱からすると、何らかの目標というのを立てていったほうがいいんじゃないかというのがスタートです。

○杉浦委員 それが絶対の結果ってわけではないから、とりあえずやってみるという感じでやって、数値を見るということもそれぐらいならいいのかなという感じがしますが。

○土井部会長 お金がかかるので、

○杉浦委員 それは確かに。重要な視点ですね。

○新保委員 減らしたほうがいって発想ありますか、これ。

○土井部会長 この後やります。これからやります。数値目標は事務局案でよろしいですか。

○山本若年支援課長 全体ならした数値に持っていく方がよいと思うんですが。

○土井部会長 まあ、今、事務局の数値目標を設定するということをお願いしたいと思います。

で、次はどの項目を採用するかです。あと、主観的なものなので全て、だから客観的にどうのこうの言えないですが、参考程度ですが。いかがでしょうか。

さっきから出ているように下から3つ目はいろいろ議論あるところなので、私も発想がいいかと思いますが。あと、東京が好きもどうなんでしょうか。これ何を聞いているものなのかと思って、ウェルビーイングが高ければ、多分東京が好きなんだろうということだと思うんですが。私は外したほうがいいのかと思います。

○新保委員 私は前回きつと何らかの理由でこれが入ったんでしょうから、外すときには多分周りの状況を見てから、ただ、なぜ入ったのかって。

○土井部会長 これは、だが数値に入っていないんですよ。子供のほうには。

○新保委員 入っているんです。9番。

○土井部会長 これ、だから子供アンケートの方では、ただ参考にとっただけであつて。

○新保委員 前は入ってないですか。

○山本若年支援課長 ですので、参考に我々も採ったんですが、全ての目標にする必要はないと思っています。

○土井部会長 多ければ多いほど、都はそんなにたくさん抱えるわけですから、私たちはどこまで要求するかと思いますが、

○山本若年支援課長 子供が1番と2番ですからね。我々、若者のほうがたくさん笑っているというのはどうなんだろうと思ったりしますね。

○土井部会長 設定値にいきましょうか、設定値にまずいきましょう。たくさん笑っている、これを設定するかどうか。

○井利委員 これ自己肯定感としているんですかね。

○山本若年支援課長 そうだと思います。

○井利委員 自己肯定感は毎日たくさん笑うことで測れるのかって。

○小西委員 自分自身を考えても、そんなに毎日たくさん笑っているわけではないですが、東京都の施策と直接は関係ないように思います。子供の場合は、例えば学校の生活が大きいので、学校教育がどれぐらい東京都とか区市町村で機能しているかというのは関係してくると思うのですが。

○土井部会長 でも子供・若者ですか。じゃ、ネガティブなので外しますかこれは余り時間がないし。よろしいですか、ではこれはいったん外します。

2つ目、「自分の行動で社会を変えれると思う」若者の割合。これはどうでしょうか。

○井利委員 これは意見表明権と関係しているので大事かと思えますよね。

○土井部会長 異論ないですか。じゃ、これをお願いしたいと思います。

3つ目、「今の自分の生活に満足をしている」いかがでしょうか。生活の時はいけないです。

○井利委員 これは一般の生活に何だろう、自己責任とかになっている子って、自分の生活に満足しているとかって書いちゃいますよね。なんだろう、自分の生活に満足している。せざるを得ないみたいな、だって自分の責任だもんみたいな感じの若者多いような気が私はするんですがね。

○土井部会長 それもそうですが、とは言え、困難を抱えている子供は平均より低いので、平均まではあげましょうという折込済みで。

○杉浦委員 うん、うん、うん。縛るといとか、とりあえず素直に答えるんじゃないですかね。

○土井部会長　じゃ、反対なければ3つ目はそれでお願いします。

で、4つ目、「今の自分が好きだ」はどうでしょうか。若者は子供たちだっている  
いろいろ悩む時期だからね、一概に言えないよね。

○杉浦委員　どうやったらあげられるんでしょうね、

○井利委員　生活の満足と近い回答なのかなって気もするので。うん。

○小西委員　これはこれでいいかとも思うのですが。

○山本若年支援課長　どうしますか。

○新保委員　今無くてもいいかなという意見が。

○杉浦委員　どちらでもって感じですかね。

○新保委員　どちらかという減らしたい感じですか。

○土井部会長　調整されたら実現しないとイケないから。東京都は。

○新保委員　そうですよね。

○土井部会長　私たちがどこまで要求するか、東京都に。

○山本若年支援課長　掴みどころのない設問だと、先生がおっしゃるように都の施策  
として何をどうやっていけば良いんだというのが。

○土井部会長　子供よりか思春期の方が下がると思うんですよね。

○土井部会長　じゃ、いいかなって思ったらはずしますか。

じゃ、次行きましょう。自分の考えをしっかりと持つことが大切だ。

○井利委員　大事だと思う。しっかりと持つことが大事だと思う。

○土井部会長　これはどうでしょうね。杉浦さんおっしゃっているように、他人に頼  
ってはいけないとかね、

○村上担当部長　結構目標高いですよ。すでに9割達成しているというところが。

○井利委員　みんな大事だと思っているんですよ。

○小西委員　持たないのが良いとは思わないですが。

○井利委員　現状とは余り関係ないですね。たぶんね。

○土井部会長　差もそれほどないんですよ。0.9ポイントしか差がないので、じ  
ゃ、これを外していいですかね。

じゃ、次困っていたら周囲の人が助けてくれる。

○井利委員　これはあって良いと思います。相談できる人がいないってこと皆言っ  
ているので、

○土井部会長　これはお願いしたいと思います。目標にしています。次、自分の意見  
が採用されると思う。

○新保委員　これも意見表明権関係してきますね。

○土井部会長　次の夢の目標は問題があるので飛ばし、「東京は好きだ」。どうします

か。

○新保委員 いいです、外しても。

○土井部会長 じゃ、外します。

最後、「自分は他人から必要とされている」これ、どちらも低いですよ。相当低いですよ。これは自己有用感、

○井利委員 低いですね。

○土井部会長 社会の参画とかの考えとかがあるからいいですよ。

○井利委員 あっていいんじゃないでしょうか。

○土井部会長 じゃ、以上でよろしいでしょうか。

では、それで数値目標の方を生活困難度低位に合わせて設定するというご意見をお願いします。この件につきましてご意見はありますか。よろしいですか。

ありがとうございます。時間が超えてしまったので次から大変です。

続きまして、計画の第3章基本方針Ⅱにようやく入ります。社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援のところですね。こちらの1から10になるんですが、まず、そこを事務局から説明をお願いいたします。

○事務局職員 それでは、基本方針Ⅱ、社会的自立に困難を有する子供・若者や家族への支援についてでございます。

資料6の41ページ、スライドですと96枚目をご覧ください。基本方針Ⅱ全体の本文といたしまして、全ての子供・若者が発達段階ごとの課題を達成しながら成長し、社会的、職業的自立の時期を迎えますが、個々の子供・若者を取り巻く環境はさまざまであり、それぞれの段階で生じてきた困難な状況を、子供・若者自身の力だけで解決できない場合は、子供・若者が今よりも力をつけ、課題を克服することができるよう支援することが求められるとしております。

この本文の下に、発達段階ごとの子供・若者の傾向、あるいは取り巻く環境などを説明しております。乳幼児期、小学生などの部分でございます。その下の部分でございますが、このページの一番下のところ、留意点がございます。こちらにつきましては、これまでの部会でいただきましたご意見を踏まえまして、今度施策推進の視点の方に反映させていただければと思っております。

1つ目の次ページをご覧くださいませ。スライドですね。1つ目の所でございます。「子供・若者が権利の主体として尊重されること」この点につきましては、改定案としましては、政策推進の視点の1の案に反映いたしまして、こちらでは「子供・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点としたい」と思います。

また、この丸の2つ目でございます。「子供はこの大人と共に生きるパートナー」と

いうくだりでございますが、こちらでは現在の計画では視点1の中の説明文の一つでございます。

こちらにつきましては、今度は視点の2、案といたしまして、「当事者である子供・若者の目線に立って意見を聞き、対話をしながら支援に反映する視点の中に今度移行しまして文案としまして、「支援に当たっては大人と共に生きるパートナーとして子供・若者を捉え、その主体性を引き出すため、当事者である子供・若者の目線に立って意見を聞き、その年齢や発達の定義において自己決定権を最大限尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要です」とさせていただければと思います。

○山本若年支援課長 これは施策推進の視点で皆さんに議論していただいて、そこから引っ張ってきています。

○事務局職員 じゃ、3つ目の丸ですが、こちらの現在では視点2の説明になっておりますが、3つ目につきましては「子供・若者本人だけでなく、家族を含めた困難な課題の全体像を見通し、状況に応じて伴走する等、伴走するという文言を追加いたしまして、家族も含めた支援を行っていくことが必要です」とさせていただければと思います。

4つ目のマルでございますが、こちらにつきましては、「支援の個々の家庭では、その結果が必ずしも期待どおりになるとは限りません。子供・若者のその時々々の状況を見極めながら、長期的な視野から行きつ戻りつの支援を行っていくことも重要です」とさせていただければと思います。こちらが本文のところでございます。

続きまして、困難な状況ごとの取組に進みたいと思います。こちら1からこの困難な状況の取組ですが、1番、「いじめ」から10番、「特に配慮が必要な子供への支援」までについてでございます。次のスライドをご覧ください。98になります。

以降ですが、1から10につきましては各それぞれ現状・課題の部分のところです。統計データ等が記載されている部分がいくつかございます。それにつきましては、直近のデータをお調べしましたので、ご説明させていただきたいと思います。また、委員から事前にいただいておりますご質問につきましても、併せてご説明したいと存じます。

4番、若年無業者（ニート）、非正規雇用対策をお開きいただきたいと思います。スライドの103枚目をお開きください。

現状・課題欄の1つ目、全国におけるフリーターの数は、令和元年度には138万人でしたが、令和4年度は132万人と減少しております。また、若年無業者は56万人でしたが、62万人に増えています。

それから現状・課題欄の3つ目、非正規雇用で働く者の割合は平成29年度には全国で14.3%でしたが、令和4年は9.6%と減少。また、25から34歳の若年

層で22.4%でしたが、15.3%に減少しています。

また、委員の方から事前にご質問いただいておりますので、ご回答させていただければと思います。ご質問は、「地域若者サポートステーションにおける支援対象者のアセスメントの状況はどうなっているのでしょうか」、また「アウトリーチ型の支援はどのように行われているのでしょうか」、それから「氷河期世代向けの就職支援の成果はどの程度でしょうか」の3点でございます。

1点目のアセスメントの状況ですが、こちらは若者サポートステーションにおきまして、初回の相談があった際には、相談者の基本情報や現在の状況をヒアリングいたしまして、相談者の経済状況、生活環境、健康状態、就労経験等々をアセスメントシートに記入いたします。その後、専門のキャリアコンサルタントや相談員が面談を行い、さらに詳しい情報等を明確にいたします。

こうしたアセスメントの結果をもとに、相談者に最適な支援プランを作成いたしまして、そのアセスメントの結果と支援プランを相談者にフィードバックします。具体的な目標を設定しまして、定期的な面談やフォローアップを行いながら、相談者の進捗を確認し、適宜支援プランの見直しや調整を行っているところでございます。

2点目のアウトリーチ型のシーンがどのように行われているかでございます。例えば、学校を辞めてしまって支援が途切れた方について、学校在籍時に面倒を見ていた生活指導の先生と連携いたしまして、若者サポートステーションの職員が対象者の自宅に訪問するという就労支援等がございます。

次に、3点目の氷河期世代向けの就職支援の成果についてでございます。こちらは、資料7のスライド206枚目をご覧ください。進捗状況調査のナンバー206枚目のナンバー66のところでございます。左側の上から3つ目の行のところは66番の非正規雇用対策の推進というところでございます。

こちらに就職氷河期の方を含む事業の実績が記載されておまして、こちらの図の66の右の方の欄を見ていただきますと、令和5年度の実績がございまして、例えば、東京しごと塾事業におきましては、こちら令和2年度は99人受講生がいたわけですが、この直近の令和5年度につきましては138人ということで39人が増えております。また、同じくミドルチャレンジ事業につきましても、57人から108人ということで51人増えていった状況がございました。

続きまして、スライドの計画に戻りまして、スライド107枚目にお戻りください。こちら6番、非行犯罪に陥った子供・若者支援でございます。

委員の方から事前にご質問いただいております「社会を明るくする運動とは何でしょうか」ということでございます。

社会を明るくする運動とは、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの

更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会築こうとする法務省主導の運動でございます。

国では7月を強調月間といたしまして、広報や活動イベント等通じ運動の趣旨を広く発信しています。東京都におきましては、本年7月に初めの試みといたしまして、東京都庁第一本庁舎及び東京ゲートブリッジにおきまして、運動のシンボルカラーである黄色にライトアップする取組を実施しております。

続きまして、7番の子供の貧困に参ります。スライドの110ページ、110枚目をご覧ください。現状・課題の統計データにつきましてご案内いたします。平成27年の相対的貧困率は15.6%でしたが、令和3年度は15.4%とほぼ変わっておりません。うち17歳以下の子供の貧困率は13.9%でしたが、令和3年には11.5%と減っております。

2つ目の所です。18歳未満の子供がいる現役世代の相対的貧困率は、平成27年は12.9%でしたが、令和3年は10.6%と減っております。そのうち大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は、平成27年は10.7%でしたが、令和3年は8.6%に減少しております。大人が1人の世帯の相対的貧困率は、平成27年には50.8%と約半数を占めておりましたが、令和3年は44.5%に減少しております。

続きまして、9番の自殺対策でございます。スライドの113枚目をご覧ください。現状・課題欄の統計データの1つ目、都内の自殺者数は、平成30年には2023人でしたが、令和5年度は2410人と増加しています。

続きまして10番、特に配慮が必要な子供・若者への支援、スライド115の方にお進みください。(1)外国人の現状・課題の統計データの1つ目でございます。日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査では、都内公立学校には日本語指導が必要な外国籍及び日本国籍の児童生徒が、平成30年度4586人在籍していましたが、令和5年度は6310人に増加しております。

続きまして、(2)難病等についてでございます。こちらはこども大綱でうち出されておりますが、この子若計画に言及しないものとして、慢性疾病に関する内容がございます。

参考資料こども大綱に記載がある主なトピックをご覧ください。一番下のスライドになってしまうんですが、264枚目のスライドに、前回の部会の資料と同じでございますがでございます。

No.5の慢性疾病をご覧ください。こども大綱でライフステージ通じた重要事項に記載がございます。これに関する都の取組といたしまして、小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、小児期及び成人期のそれぞれを担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、

自身の疾病等の理解を深めるなどの自立支援の実施により、移行期医療支援体制の整備を実施していきますとしています。

説明は以上でございます。この基本方針Ⅱにつきましてご審議いただければと思います。

○土井部会長 ありがとうございます。今ご説明いただいたのは、基本方針Ⅱの1の「困難な状況ごとの取組」というところになります。一括してご説明いただきましたが、一括してやると多分話が混乱するので、見出しごとに項目ごとに順番に確認をしていければと思っています。

それで、予め各委員から事務局のほうに御意見等出されていると思いますので、ここでもう一度ご発言いただいて、多分委員同士の間で同じ箇所意見が出ていて、バッティングしている箇所もありますから、そこは調整しないとイケませんので、改めてこの場でご指摘の予め質問ご意見されるものにつきましても、ご発言いただかないと後調整できませんので、この委員同士の意見がバッティングをしている場合は、調整をさせていただければと思います。そしてこの委員会としての意見とさせていただきます。

では、さっそく入っていきたくと思いますが、まず、最初前文のところについてご意見ある方はお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

多分いろいろあると思います。じゃ、最初私から皆さんにお伺いしたいと思っています。

家庭の中でとか、親子関係でという前提で書かれているのですが、多くはそうだと思いますが、どうなのかなという私は思っていて、家庭を持ってない子供の中にはいるので、家庭の中で親の愛情というふうにならなくて書かれていくと、施設に入っている子などはどうかなって気がするので、

例えば、これは良いかどうか分かりませんが、保護者の下でとかという形にするとか、親子関係は人間関係に代えるとかとした方が、私は個人的には良いんじゃないかと思っているんですが、いかがでしょうか。私からの提案です。

○杉浦委員 私も気になったので、今のような形が良いと思います。

○新保委員 文の1行目の下での親というのは、

○土井部会長 取らないとイケないですね。保護者の下で愛情と保護。

○杉浦委員 いいと思います。

○土井部会長 では、そのようにさせていただきます。

ほかはいかがでしょう。

私がもう1個気になったのは、中学生のところで「反抗期を迎え」とあるんですが、今もうほとんど反抗期は消えちゃっていますよね。あえて今これを書くのがいいのか

どうか、どうかな、と思ったんですが。反抗と書かれるとどうなんでしょうか。

○井利委員 中学生というと、14歳ぐらいのすごく成長のアンバランスのそのことの方が本当は問題だろうと思うので、反抗期を取って、

○土井部会長 私の案では、それまで育まれてきた生活習慣や規範意識が揺らぐ時期でもありますとしちゃったんですが。

○井利委員 私は心理的自立による反抗期という形で、文章を書いてはいるんですが、もしあれでしたら反抗期ではなくて、自分の価値観を再構築する、目指すためにこう揺らいでいる、それが反抗期という言葉の真の意味だと思うんですが、そういったところが書かれていれば良いのかと思います、

○杉浦委員 あの時期は、自我がというのと違うんですかね。小学校と違って中学校になると「自分が」という意識があって、人と比べたりとかいろんなのを体験したこともあるんですが。

○土井部会長 親と比べて反抗期なったものですが、今なかなかそれが薄くなってきちゃっているから。

○杉浦委員 中学で余りなくなっているんですかね。

○井利委員 親の価値観とかに反抗していくという時期、この時期はあると言われていたんですが、中学生はみんないい子すぎちゃっているみたいな感じもありますよね。確かに。

それはあるかと思うんですが。ただ、すごく揺いじゃうんですよね。子供の危機とか、これまでなかった行動とか、不登校とか、いろんなそういうことが出てくる時期ではあるということで、反抗期になっちゃえばそれはそれでいいんですが、そうでない揺らいで心の危機があって、自傷行為だったりとか、すごく中学生リストカットとかも多いので、そういったところを入れたいと思います。

○杉浦委員 抽象的ですが、自我による葛藤みたいなものというのはすごくあるかと思いました。

○土井部会長 自我が焦りすぎると反抗期になるんだが、信念とか持ってないから確立できてないから反抗できない状態です。

○井利委員 反抗までに至らないで、ただ揺らいでいて自分を傷つけちゃうみたいなところがあるかと思いますね。

○新保委員 修正案の方がいいと思いますが。

○土井部会長 じゃ、反抗期は外してよろしいですか。ではそれで行きたいと思いません。

ほかはいかがでしょうか。後、私が気になったのは、後半の方で能動性を引き出すというところがあるんですが、能動性と言われると強いかなって、主体性ぐらいかな

って思ったんですが、能動的でなくても良い気がするんですがね。

○杉浦委員 私は良いと思います。

○土井部会長 ほかはいかがでしょうか。

○杉浦委員 高校生以降のところでは、自立した大人になるための最終的な移行時期というのが、今なかなか青年期が伸びて、高校生以降と言ったら以降ですが、すごく長期化が見え見られるというところの認識はあってもいいんじゃないかなとは思いますがね。

○土井部会長 今おっしゃったのはどこですか。

○杉浦委員 思春期、高校生以降のところの、青年中期、高校生は本来は親元から社会へ参画し、自立したとなるための最終的な移行時期ですが、というところですか。

○土井部会長 ここの文はどう思われます。高校生以降は残して良いですか。確かに90パー以上高校に行っていますが、行っていないものもありますよね。青年期、青年中期とかにした方が配慮は行き届くような気がします。高校行ってない子もいるわけだから、中には。

○新保委員 ご配慮いただきありがとうございます。

○土井部会長 高校は、外していいですか。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

○堀委員 発言してもよろしいでしょうか。

○土井部会長 お願いします。

○堀委員 堀です。ありがとうございます。高校生以降というところの変更賛成ですが、そのあたりで職業的意識や職業感が未熟なままというような表現があるんですが、未熟なままという表現にやや違和感がありまして、ここを変更していただけないかと思っています。

例えば、将来について十分に考えないまま、進学や就職をし、というような形の方が、今がちりとしたこの職業観が望ましいというようなそういう時代でもないので、ご検討いただければと思います。以上です。

○土井部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○井利委員 なかなかその未熟ではなくて、そういう持てない時代であるというところがありますので、持てないまま、どうしてもそういう状態になるという今の時代にもう少し合わせた表現がほしいと思いますね。

なので、自身が職業的意識や職業観を持ってないまま進学や就職せざるをえない場合もあって、多様な働き方っていったものが推進されているということなので、仕事にやりがいが見出せず、いったん就職しても早期に離職するケースも少なくありませんって、これはすごく悪い事のような感じが書かれているんですが、

そうではなくて今はもうどんどんそうやって一旦離職しても復職したりとか、そういったこともあって良いんじゃないのかと思うので、そこにこう多様な働き方があるというところもあって良いんじゃないかなと思います。

○土井部会長 まず堀委員の方からあったのは、職業意識とか職業観というのは時代に合わないので、将来について十分に考えながら進学・就職をし、というなされたほうがいいのではないかというご意見でした。ここはそれでよろしいですか。じゃ、そうさせていただきます。

それから井利委員の方からあったのは、一旦就職しても早期に退職するケースも少なくないというのは、これまでの時代に合わないんじゃないかというご意見ですよ。これはどういうふうに変えたら良いと思われませんか。

○井利委員 ここはとってもいいかもしれないですね。多様な働き方が推進されている一方で、そこについていけない若者もいるというようなことを言いたいんですが、文章がうまく言えないんですが。

○土井部会長 じゃ文は後で考えることにして、代わりにするということですね。それでよろしいですか。結構、その流動性が高まっているので、まあそれを踏まえてこういう形にね。

ほかはいかがでしょうか。

では、1-1の方に行きます。まず、いじめのところにつきましてです。いかがでしょうか。ないですか。

私が1個気づいたのは過去あったって書かれているので、そういう書き方がまずいかと思うんですよ。これ、これからの計画なので、こういうことをやりますということを書かないとまずいんじゃないかと思うので、報告書ではないので。そういう、例えば、いじめ総合対策を制定しましたと書かれていますが、せめて制定していますかと思いますがね。このほか特にないでしょうか。

では、2番のですね。不登校と中途退学ですね。ここにつきましてはいかがでしょうか。

ここは、結構委員の方ご意見あるんじゃないかと思うんですが。

○井利委員 なかなかついていけない状態ですが、どういうふうに行けばいいのかというところまで、なかなか考えが及んでいない状況なので、文章をどういうふうにするかというところが難しいところですが、意見としていただければいい部分かと思えます、私が書いている部分ですね。

○土井部会長 概要だけでも発言していただいたら。ほかの委員は意味分からないから。

○井利委員 不登校に関してはいろいろ手を尽くしても一向に減らないというところ

が、まず減っていないというところを書いていってもらえればなと思っております。

必ずしも学校に戻すのではなくてということはもう多分やられていると思うんですが、そこら辺がここからなかなか伝わってこないなというところがあるのかと思いますので。

○土井部会長 その点については、私も同意見で、不登校イコールネガティブに書かれている感じがするので、だから本人が、不登校もいろいろあって、不登校の対応って書いてしまうと全てネガティブになってしまうので、実は生徒にとって不本意な不登校とかってしていただかないと、私はまずいかと思いますよね。

自ら自分の信念信条で不登校を選んだケースもあるので、それまでも否定してしまうとまずいかと思います。本人にとって不本意な場合ですよ、それは回復してあげないといけないから、児童生徒にとって不本意な不登校への対応と、私はしてもらったほうがいいかなという気がしますね。

ただ、最初はどこもそうで、登校しない、あるいはしたくもできない状況がありますって書いてありますが、確かにそうです。そこに、例えば、今書かれているのは、心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景も含めちゃっているので、具体的に書いたほうがいいかなって気がします。例えば、自らの思想信条や社会的背景により登校しない、あるいはしたくもできない状況にあるという分け方のほうがいいかなという気がしますね。

○新保委員 とても大事なことで賛成いたします。

○土井部会長 よろしいですか。それでは、そういう形で対応していただければと思います。

続きまして、3です。障害のある子供・若者への支援というところですよ。そこも結構ご意見があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○小西委員 ここは、自分が。令和3年に障害者差別解消法が改正されて、今年の4月1日から事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されたという経緯がありますので、広く都内でもいろいろ事業者とか学校でもそうですが、社会における理解啓発の促進というようなことも触れていっていいのではないかなと思います。

○土井部会長 具体的にどの辺で触れば良いかですか。

○小西委員 取組とか、今後の方向性で、社会の実現のところですかね。生き生きと働ける社会の実現ということが項目として立てられていて、そこかと思います。

○杉浦委員 学校でこういうのを先取りしろみたいなことまでは言わないですかね。

○小西委員 教育の中でですか。

○杉浦委員 実際は、適用がないんですが、必要な部分だろうと思うから。

○小西委員 そういうインクルーシブ教育みたいなものを進めていくというのも1つ

ですよ。理想的ですよ。

○土井部会長 今2のところの(1)の3つ目のまでにそのソーシャルインクルージョンというのが書いてあるんですが、これって、おっしゃっている学校でもそうですよね。今、インクルーシブ教育と言っているが、日本の今のインクルーシブ教育というのは基本的に分けちゃっているんで、北欧あたりと全然違いますよね、やり方がね。

北欧はもうベースは普通学級で、そこに必要な教育を乗せられている感じだが、日本は最初から分けちゃっているんで、その後いくつあるんですかと、私は思いますがね。

○井利委員 ただ、特別支援級に通う子とか、通級とか、固定級とかあるんですが、そちらに通うに子に対しての、教職員の理解というのものも、研修みたいところは必要かなというのはすごく感じますね。

なので、その特別支援の教師と普通でやっている担任の先生との連携とか、そういったことが非常に必要かと思っているんで、普通学級の教職員の無理解と書くとあれですから、啓発とか研修とかそういったところをやるということは非常に求められるかなと思いますし、それから身体だと身体障害のことだと、手がどうのと分かりやすいが、心の病って、見えないんですよ。

発達にしても知的にしても、重ければ分かりますが、発達の子は特に見えませんし、後は精神障害の方というのは見えないので、そういった理解するための、とりあえず先生が理解してもらわないとということもあるので、教職員の啓蒙啓発とか教育研修といったものは非常に必要かなというのがあります。

今、特別支援級ばかりガンガンガンつくっておりますが、全然そこに追い付いてないという先生たちの意識がというのはあちこちで聞きますので、

○杉浦委員 土井先生が言われているのは、もともと前段階の話ですよ。分けているのは問題があるが、分けている中でもうまく両方が理解できてないということですよ。

○土井部会長 学校段階における啓発活動を入れてもらいたい。部局からどう回答が返って来るか分からないんですが、私たちとしてはそれ入れてもらいたい。まずは。ソーシャルインクルージョンは、この2のところだけではなくて、最初の方ですよ。だからそれは就労だけではなくて、その前の段階から、ソーシャルインクルージョンの考え方をきちんと入れて、それに見合うような啓発活動をきちんと教職員も含めやってもらいたいという感じですね。

個人的に気になっているのは、障害の「害」ですが、もうこれはしょうがないですかね。ひらがなで書くか、昔の本来の意味の石偏の「碍」を使うか。

○事務局職員 こちらは、福祉局に障害者施策の所管部署がありますので、福祉局に

確認しましたところ、国の方で過去に表記をどうするかという検討がなされていて、その結果としては、当面の間は現在そのウ冠の表記を使う、現状の障害を用いるという結論に至っております。

そのこともありまして東京都の方でもどうするかということで、障害者総合支援法などの国の各種法制度等との整合性をとるとのことと、それから東京都としても障害計画といった都の計画等との同様の表記のウ冠を使っていることで、現状では、ウ冠の障害で使っているという状況でございます。

○土井部会長 その方針とは、この計画は変えられないという理解ですか。

○事務局職員 障害施策を所管している局との整合性を図っていく必要があると思いますので、現状ではウ冠の障害のままで使わざるを得ないような状況でございます。

○土井部会長 分かりました。ということです。

ほかはありますか。よろしいですか。

では、続きまして、4、若年無業者（ニート）、非正規雇用対策につきましてです。いかがでしょう。

○新保委員 気づいたことですが、フリーターの定義があるんですが、これそのまま、過去の物を調べると、内閣府のものと厚生労働省の定義が両方あるようです。2001年と2002年のものであって、ここに書いてあるのは、両方がごちゃごちゃに入っているような感じがします。

なので、どちらかに合わせるか、もしくは整理するかが必要だと思います。現状だと、男性また未婚の女性ですから、男性の中の学生も全部フリーターになるのかなとか、そんなことが読み取れる。この文章ですと読み取れる可能性があるので、もう一度定義は合わせて、どちらか、内閣府か厚生労働省に合わせた方がいいと思います。どっちにするのかによって、人数が2倍違うんだそうです。

○土井部会長 フリーターって言葉は残せばいいということですね。

○新保委員 別に、でも、こういうところでなんで必要なんでしょうね、この言葉。全国におけるフリーターの数は、余り言わないかもしれませんがね。

○土井部会長 一時フリーターって、あの頃は、結構ポジティブに最初は使われたんですよね。最初の頃はね。

○井利委員 そうでしたね。今フリーターってネガティブな。フリーター。

○土井部会長 だから、80年代というところでフリーターって言い出した頃は、自ら選ぶって感じだったけれども、今は不本意で、

○井利委員 不本意って感じですよ。

○新保委員 本当は、1行目、2行目を取ると注もいらなくなりますね。特に残す必要はないような気が私はしますが、その定義大変だと思います。定義を正確に書くと。

- 土井部会長 では、取りますか。
- 杉浦委員 これ、非正規はいいわけですか。フリーターは。
- 井利委員 数を出しているんで、きっと一緒だしね。でなんと呼んでいたんですか。仕事してない人たち、仕事しているが、正規ではない。
- 杉浦委員 非正規の人って、
- 井利委員 非正規でいいんだ、全部。アルバイトとか言いますがね。
- 新保委員 言いますよね、
- 杉浦委員 言いますよね。非正規に置き換えても数はこれで一緒ですかいいですか。
- 新保委員 多分統計が違うと思いますよね。何か数字を出せるもので、正確に定義できるものを入れたらいいと思います。
- 土井部会長 では、そこはおまかせをして、次回確認することによろしいですか。ありがとうございます。
- ほかはいかがでしょう。どうぞ。
- 井利委員 質問に答えていただけだったので、サポートステーションの話とかは。氷河期世代向けの就職支援に関しては、何人入ったというのはあるが、その成果みたいのって出ているんですが。どんだけ就職したとか、そういうのは。
- 事務局職員 特にそこまでは確認できなかったんですが。受講者は着実に増えているということを所管の方から聞きました。
- 井利委員 もし、確認できれば、それでいいと思います。
- 土井部会長 あと、先ほど委員のおっしゃったことに関連して言えば、最後の方に若年者の早期退職を防ぐためって書いているんですが、さっきの話だと、いろいろ選ぶってなってきたから、早期退職というのは必ずしも悪いわけではないと考えるならば、若年者の不本意な早期退職を防ぐためにはが私は必要です。
- 井利委員 不本意になっているんですよね。
- 土井部会長 あと、この項目はニートと非正規雇用対策ではあるんですが、若年に戻した等の職業的自立と言われると、職業的自立が引かかる。どうですかね。職業的自立というと、職業を持たなければいけない気がして、社会的自立ぐらいの方が、私はすんなり来るんですが。いかがですか。
- 井利委員 社会的自立の方がいいと思います。職業持たなきゃいけないとなると。
- 土井部会長 よろしいですね。ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。では、5番目行きたいと思います。ひきこもりにかかる支援です。いかがでしょうか。
- 井利委員 どっかに普及啓発のところですよ。悩む家族に対する普及啓発というよりも、社会に対しての引きこもっている。まあ、こんだけいるからこれは社会問題

として、それから引きこもっているからといって偏見があるので、そういったことを取り除くことはどっかでやっていく必要があるかと思って、そこをどっかで書いていただければと思ったんですが。

思っているより、すごく偏見とかあって、それは一番思っているのは、8050の80の親かもしれないですね。すごく自分の中で、偏見があって、すごく悪いことだし、情けないし、絶対に世間に知られたくないみたいな感じになっちゃっているというのが、自己否定みたいなものがあるので、

それは世代の方たちというのは、昭和のそういう世代の方たちはまだまだそういう偏見があるので、そういった世界に向けての啓発みたいなものやっけていくことは、今一生懸命やっているんですが、やっていますといってもいいと思います。

○土井部会長 そうすると、まず現状方のところにそういう無理解とか偏見があります都書いて、その次の取組、今後の高校生のところで、今後の取組の方向のところで啓発活動をやっていきますということを書くって感じですかね。

○井利委員 それを入れていただければと思います。

○土井部会長 ありがとうございます。

○井利委員 もう一つは、ひきこもりの状態、取組の方向性のところですかね。学識経験者や関係機関等からなる「東京都ひきこもりに係る支援協議会」というようになっていますが、今の支援協議会は民間の支援団体とか、後ひきこもり当事者や家族会、家族の方を入れているので、それが一つ特徴になっておりますし、

今後もとても必要な、当事者の意見を聞いて、それを反映させていくという意味では民間の支援団体ひきこもり当事者や家族の方などからなる東京都ひきこもりにかかる支援協議会を設置しているということで、かなり支援協議会に参加しているんですが、

すごく当事者の発言が、影響が大きい、そこは学識経験者だけではないぞということですかね。

入れてほしいかな。当事者を入れているってことが非常に大きいし、今後こういういろんな協議会とか、こういう会議体に当事者をなるべく入れていくという動きは必要かなと思います。後民間団体との協働に関しては、前の第2期から言われているんですが、

それが進んできているのかどうかというのは、よく分からない状態ですが。進んで来ているのであれば、そのデータも欲しいですし、後、それはここじゃなくて、その後のあれなのかな。推進体制等の整備のためになるかもしれないですが、ここで一つ文言を入れてほしいかと思います。

○土井部会長 場所はここですよ。

○杉浦委員 最初のところで、その偏見があるという話だったとすると、ここの今後の取組的なところでも、当事者に向けて何かをするだけじゃなくて、社会に対してひきこもりとは何かということについては、社会に対する啓発というか、そういうのを入れた方がいいですね。

○井利委員 そうですね。

○土井部会長 その中の2の今後の取り組みの方向性のところに当事者だけではないんだというのが方向性という方向だから、一般に対しての啓発活動もやるんだってことですよね。だから、そこを二本立てにしたらいんじゃないでしょうかね。ほかは。

先生、大丈夫ですか。小西先生、もう8時過ぎています。

○小西委員 確認したら大丈夫です。ありがとうございます。

○土井部会長 大事な役割。

ほかはいかがですか。言葉だけの問題ですが、最後の言葉で、7行目に発達障害という言葉が使われているんですが、この前、医者と話をする機会があって、もう医者は発達障害とは言わないと言われて、それは障害ではない。これは特性だから、それは神経発達症というのがあると言われたんですが。障害とは言わないって。

○小西委員 診断基準で、こういう表現がされているんですか。

○土井部会長 診断基準は、ありますよね。

○小西委員 DSMとか。

○土井部会長 あると思うんですが、発達障害とはネーミングしないって言われて、神経発達障というらしいですよ。

○井利委員 神経発達症ですかね。

○小西委員 余り一般的にまだそんなに知られてない表現でしたら、注をつけておいたほうがいいかもしれないですね。

○土井部会長 そうしたら、啓蒙自体はこれは5年間続くので、その頃にね、言われたらまずような気がするので、これからどれだけそれが普及するか分からないですが、今のところはね、

○井利委員 また変わるかもしれないですよ。高機能自閉症スペクトラムというのが割と現場では使っている。

○新保委員 そちらでも確かに書いてありますね。神経発達と書いてある。

○井利委員 神経発達になっている。

○土井部会長 そこにASDとかね、入って来るそうです。

○井浦委員 でも、早めに取り入れられてもいいかもしれないですね。

○井利委員 この言葉はいいんじゃないかな。

○土井部会長 じゃ、その対応していただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

では、6番に行きたいと思います。非行・犯罪に陥った子供・若者への支援です。

ここの単元、表現の問題ですが、冒頭のところで、2番目かな、再犯者の割合は年々増加しておりと書かれていて、確かに事実はそうですが、これだけ読むと、再犯者が増えているようにこうイメージされてしまうので、正確に書いた方がいいんじゃないかなと思うんですよね。

まどろっこしいんですが、私の案としては、刑法犯少年の検挙人全体の減少幅と比較をして、再犯者の減少幅小さいために、検挙人全体に占める再犯者割合は増加している。とまどろっこしいですが書いた方が、再犯者が増えているようなイメージが避けられるのかなって気がするんですね。

○井利委員 正確に書いた方がいいと思います。

○土井部会長 それから、最初私が言っちゃいます。前回あったJKビジネスって今も使いますか。結構使えますか。

○井利委員 分からないが、今はパパ活とかという言葉を使うようで。

○土井部会長 そうですよ。もう、私は青少年の性に着目した新たな形態の営業というような表現にした方がいいんじゃないかなって気がするんですが、今から5年後にJKビジネスって残っているかと思うと。

○井利委員 死語になっているかもしれませんね。

○土井部会長 それから、その後に、被害に遭う可能性が高いと懸念されます。で終わっているんですが、確かそうですが、この項目は、非行・犯罪に陥った子供・若者への支援なので、被害に遭う可能性が高いと懸念されます。で終わってしまったのはまずくて、その結果として、それが犯罪や非行への至る要因の一つになることが懸念されるんだというのを入れないと、ここの項目に合わないのかなと思うので、入れておいていただきたいと思います。

それから、私だけかもしれませんが、皆さんに御検討いただきたいのは、大麻の場所ですが、今、これは、法も変わって、いろいろ議論になるところではありますが、いろいろ医者の見地によると、例えば、依存症を考えた時には、アルコールとか、あるいはタバコに比べると低いというデータもあったりして、いろいろ議論が分かれるところですよ。

過剰に社会的なスピルマを与えすぎるんじゃないかというような問題もあって、私はここだけ大麻だけを取り出して、まあ、前はよかったかもしれないが、これから5年後、5年間続けるにあたって、この大麻のところ特段書く必要は私はないのかなと思っていますがいかがでしょうか。

あえて書くならば、私は今は大麻の問題ではなくて、それこそト一横で問題になっ

ているような、例えば、オーバードーズのような一般薬の濫用の方が大きな問題かと思いますが、いかがでしょうか。

○小西委員 全く大麻に関して触れないということですか。

○土井部会長 私はいいと思います。そのバランスが取れると思います。

○小西委員 今の大麻の検挙人員とかを踏まえても、去年の12月の大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正で、自己使用に関しては、規制対象に新しくしたということもあるので、全く、その大麻廃止論のような話を前提に展開するのであれば、載せないというのもあると思うのですが、ただ、規制対象になっていて、実際検挙の問題もあるので、それを踏まえると、全く触れないというのは、都のものとしてはどうなのかなと思います。

○土井部会長 ほかのいろいろ危険ドラッグとか、いろんな薬物は当然規制対象になっていて、そこに多分入るわけですよ。これに入ったわけですよ。いかされたので、その時に、大麻だけを取り出して書くことのバランスの問題があると思うんです。

○小西委員 検挙人員とかでも増えていっているという問題があるので。

○土井部会長 そこもいろいろ議論があって、それは今大麻を集中的に取り締まっているので、案数がどんどん減ってきていて、そこで検挙率が上がっているという話も一方ではあるので、大麻だけを取り出すのは、私はどうかと思うんです。

○小西委員 都の方針としても、それってどうでしょうか。

○事務局職員 都の方は、私も確認しまして、所管の薬物乱用対策を所管するのがまたこれ保健医療局になりまして、こちらの東京都薬物乱用対策推進計画を令和5年度に改訂しております。

その中では、計画の初めのところに、「現下の都内の薬物情勢における大麻事犯の検挙人員は平成26年以降、増加傾向を示しています。また、大麻事犯の検挙人員約7割を30歳未満が占めるなど、若い世代の大麻乱用の拡大が深刻な問題となっており、若い世代への大麻乱用対策の強化が必要です。」と触れていいと思います。

○土井部会長 それは何年のものですか。

○事務局職員 これは、令和5年度の改定で、昨年度改正された直近のですね。最新の東京都の計画になっています。

○小西委員 ですから、医療用大麻に関しては、確かに認めていくということになっています。施用する権限がある、あるいは医師の方が処方した場合には、いいんでしょうが。麻薬としてそれは全く無害というわけではないと思うので。タバコも有害でしょうが。

○土井部会長 いろいろある中で、大麻だけを敢えて取り上げることの妥当性をどう判断するかということです。

○小西委員 法律で規制していますし。大麻合法論の議論が混じって来ちゃっているようなものになるのではないかなと。それを全く載せないということになると。

○土井部会長 いくつかあって、並べてあるならいいと思うんです。他の薬物とね。大麻だけをというのはどうなのかなというのを私は犯罪者学会まだ、犯罪者学会だと、これが大きな議論になっていて、両論あるんですよ。確かにね。

○小西委員 一般市販薬も、有害だと思うのですが、同じ薬物でも、麻薬ではあるのです。それを、大麻だけ外して、一般市販薬の方を乗せるというのは、アンバランスなのではないかなと。そうだとしたら、両方載せるべきではないかなって思うんです。

○土井部会長 その時に大麻だけ特定した方がいいですか。並列ではなくて、特に大麻。

○小西委員 特に大麻に関しては、問題となっていることもあるので。大麻について載せるというのは、実際、規制の問題もありますから。載せないというのは、逆に、今、覚醒剤に関しては、若者はあまり使用していませんが、その分いろいろな、そのイメージとかもあるので、その分大麻とかに移っている部分もあると思います。そういうことを踏まえると、全く載せないというわけにはいかないのではないかなと思います。

○土井部会長 ほかの方どうでしょうか。たぶん議論分かれると思うので、合法化ではないので、合法化すべきだと言っているわけではないのですが、バランスの問題として大麻だけことさらに取り上げられて、バッシングされているところがあり、それはバランスを欠くのではないかという議論が結構、学会ではあるので、それを踏まえると、大麻だけ取り上げるのは、アンバランスなのではないかという懸念があったので、申し上げた次第です。

○杉浦委員 もし、並べるとしたら、どんなものを並べると。

○土井部会長 私は、危険薬物という形にして、一括して書くならば、いろんなものが入ってくるので、大麻だけをターゲットにして、標的にするわけじゃなくなってくるから。危険薬物は全部だめですよってことになると思うんですが、有害は有害ですから。大麻だけを取り上げて書くことの妥当性。

○小西委員 禁止されていて、今も、昨今も大麻入りクッキーの輸入でいろいろ検挙されている問題とか、そういう問題もあるので、出さないというのは有り得ないんじゃないかなって思うのです。合法にしているのだったら載せる必要はないと思うのですが、規制対象になっていて、しかも、それが問題となっている以上は、自分は載せる必要があるのではないかなとは思いますが。

○土井部会長 ほかの非合法薬物よりも、大麻の方が、使用者が多いからという理由ですか。それは。

- 小西委員 覚醒剤とかになると、載せる必要もないですよ。
- 杉浦委員 大麻や危険薬物と並べれば大丈夫ですか。
- 小西委員 そういうふうには大麻とか危険薬物、あるいは市販薬と並べるというのが良いかと。
- 土井部会長 大麻を含む。大麻やというとは別の扱いになるので、大麻を含む危険薬物。
- 小西委員 それもありますね。
- 新保委員 知識が不足していて、
- 山本若年支援課長 文章でいうと、麻薬や覚せい剤等の使用につながるゲートウェイドラッグとなることが懸念されるということで、大麻が挙げられていましたね。
- 土井部会長 そのゲートウェイになるってことは、現在否定されているんですよ。それで、今大麻が非合法だからゲートウェイになるのであって。だから、大麻自体の依存性でゲートウェイになるわけではないという今の議論なので、そのゲートウェイは、大麻自体はゲートウェイではないというのが今の意見ですね。専門家の。非合法だからとセットになっちゃうから、他の違法物と。
- 杉浦委員 大麻・危険薬物。
- 井利委員 大麻を含むでいいのではありませんか。
- 小西委員 危険の範囲をどこまでにするかというのがありますが。つまり塩基配列を変えた覚せい剤もどきみたいなものに限定して考えることがあるかもしれませんが、もっと広く、確かに大麻を含めてというのものもあるかもしれません。
- 土井部会長 付則ならOKですか。小西先生も、
- 小西委員 まあいいんじゃないですかね。
- 土井部会長 とりあえず、それで文案をつくっていただいて、また、次回確認してよろしいですか。
- あと、もう一つの一般市販薬の濫用についてはどうしますか。今、これ大きな問題ではありますが、オーバードーズ問題は書くかどうかですが。
- 井利委員 書いてもいいんじゃないかと思います。ODはとても大きな問題なので、
- 小西委員 ここのところですか、犯罪非行に陥ったという所ですか。別のところ。
- 土井部会長 別のところなんじゃないでしょうかね。それはね。
- 井利委員 自殺対策。
- 小西委員 法的には「不良行為」になるにはなるのですがね。補導対象には。
- 土井部会長 そうですよ。では、入れておきますか。これで一応。補導対象になるから。じゃ、入れておきましょうかね。いきましようかね。そのOD問題、ここに入れると。

あと、私ばかりで申し訳ありませんが。暴走族を含む非行集団というのは残しますか。

○新保委員 懐かしい。

○小西委員 地方出身の学生の言うにはいるらしいですね。

○土井部会長 東京はどうでしょうかね。

○小西委員 興味なさそうですが。

○土井部会長 最近あれですね。それこそ警察庁とかは、属ではなくて、最近の匿名流動型犯罪と言いますよね。半々で入れる。そっちの方がむしろ。

○小西委員 東京では、むしろそっちの方が重大な課題になっていますよね。

○土井部会長 では、そっちに入れ替えるということによろしいですか、暴走族は。時代が違うかなという感じですね。

あと、これもご意見あるところだと思いますが、万引き対策はどう思われますか。非行の入り口とされるんですが、今激減ですね。子供の万引きはね。もう今万引きはほぼ高齢者の問題になっちゃっているんで、これをどうしますか。小西先生、どうですか。

○小西委員 確かに高齢者の方が問題となっていて、警察署によっては高齢者の方が多。

○杉浦委員 事情が違うんですか。万引きをしているって。生活の問題でですか。

○土井部会長 あと、孤立じゃないですかね。

○杉浦委員 そうですね。

○土井部会長 70代、80代の次は10代ですから、少なくはないですね。ただ、これから5年間この計画は続くので、それを見越して、果たして今残したほうが良いのかどうかは判断してもいいと思いますがね。傾向としては激減傾向ですから。

○井利委員 激減ですね。

○小西委員 少年刑法犯の内の占める割合で、半数以上が窃盗で、そこで万引きになるのは、まあ確かに変わらないですね。

○土井部会長 それは確かに変わらないですね。ただし、刑法犯自体がぐっと減っちゃっているから。

○土井部会長 じゃ、先生方のご意見が強いので残します。あと、先ほどご説明ありました。社会を明るくする運動のところ、非行防止の気風を醸成しますと原文にはあるんですが、運動というよりか立ち直り支援ですね。どちらかというね。

だから非行防止の気運を、社会を明るくする運動を推進することで、非行防止の醸成しますと合わないんじゃないかなって気がするんですが。なので、社会を明るくする運動を残すんだったら、社会を明るくする運動を推薦することで、地域における立

ち直り支援の気運を醸成しますぐらいかと思います。

○女性 社会を明るくする運動というのは固有名詞ですか。

○土井部会長 固有名詞です、厚労省がずっとやっているやつですよ。これいろんな各地域の地方自治体でみんなやっています。

○小西委員 いいんじゃないですか。

○土井部会長 私からは以上ですよ。皆さん、いかがでしょうか、

○小西委員 自分は細かい点ですが、最初のところで、都内における刑法犯少年検挙補導人員は減少傾向にあります、ということですが、令和4年、令和5年と増加してきているので、減少傾向にありますとまで断言できないのではないかなど。令和3年まで減少しましたが、令和4年以降は、令和4年、令和5年は増加しています。みたいな形で正確に書いた方がよろしいかと思います。

同じように、令和4年、令和5年とか、警視庁における刑法犯少年の再犯者率も減少してきているので、これも年々増加しておりという、2つ目の丸のところですが、これも同じように変えておくといいかと思います。以上です。

○井利委員 保護司や地域の支援者の支援力の向上を図るための再犯防止支援ガイドブックというのがあるんですね。作成して配布します、

○竹迫担当局長 そういふのをつくってまして、いろんな手法とか、どういった団体がどういふことをやっているかという、何もなしに支援するのが難しいので、そういうガイドブックをつかって、情報の共有とかをしていると。

○井利委員 これは保護司の方に配られる。

○竹迫担当局長 そうです。都の方でつくっている。

○井利委員 保護司の方も皆さん大変ですよ。高齢化しているっていいますし、あと、ボランティアですよ。でやっているというのも聞きますし、その辺はどうなんだろうと思います。

○新保委員 先ほど社明運動というのは犯罪予防は入ってないということでしたが、現在確認すると入っていますね。これ以前、僕これ担当したことがあって、たしかに犯罪予防入ったと思って、今確認したら両方入っていますね。だから消してしまうのは難しいかなという感じで、原案の方がいいかなと思います。

○土井部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

時間が押しているので、次7、子供の貧困に行きたいと思います。いかがでしょうか。この問題って、さらっと書いてあるんですが、いろんな問題をやっての根っこにあるところですよ。

この貧困が、例えば、よく言われる、最近言われる教育の格差とか、あるいは体験

格差とか、意欲格差とか、いろいろ投影しちゃっている根っこにあるところなので、経済的な問題だけではないですよ。それに全く触れなくていいのかなって、思ったんですが。

○杉浦委員 効果を及ぼすほかの悪影響みたいなものですね。書いたほうが。

○土井部会長 現状・課題に入れれば。書いた方がいいんじゃないかなと。

○杉浦委員 私は先生の案に、感想を読ませていただいて、確かにそうだなって思います。すこし変えたほうがいいかと思います。

○土井部会長 じゃ、少し補っていただくことで考えさせていただいてよろしいですか。

○杉浦委員 経済格差が意欲格差に結びついたということですよ。経済格差が拡大して、これが動きようがないという感じになってしまうと本当に意欲がなくなっちゃうということですね。

そういうことが実際起こっている。経済が成長していく感じがない中で、今の若者たちが生きているので、格差があればもうそこでどうしようもないみたいに感じてしまう。それがすごく閉塞感をもたらしていくと思いますね、その辺は少し書いてあるといいと思います。

○井利委員 平等感にも関わってきますよね。元々格差があって当たり前みたいなね。肯定感とか、そういうのも自己責任みたいになってしまっ。

○土井部会長 多分、本当はそれこそ数値目標としては貧困率何パーセント下げるとかというのが本当はいいんだろうが、それはね。私達からもどうしようがないんです。

○井利委員 これ大きい問題ですね。

○新保委員 東京都として子供の貧困調査をしてらっしゃるんじゃないかと思うんですが、それはいいですか。全国あちこちでやっているから、東京都はやっていそうな気がするが。

○山本若年支援課長 福祉局の子供子育て総合支援計画の方でも、まさにそこはメインというか、主体としてやっているところなんで聞いてみます。

○新保委員 調べて書けるものがあると思うんですね。

○土井部会長 ボリュームが少ない気がするんですよ。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○井利委員 あと、市区町村を子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきますという取組、今後の方向性のところで、民間と協働しながらというところ、一言入れていただけるといいかと思いますが、もうそれやっていかないと成り立っていかないんですよ。子供食堂とかそういったことがどんどんできているので。

○新保委員 あの都内のNPOが子供食堂すごく頑張ってやっていただいていますよね。コロナの間でも増えているんですよ。その後も増え続けているので、都内のN

PO頑張っていると思います。

○井利委員　そこで学習支援もしてあげたりとか、すごくやっているし。大学生がボランティアに行ったりとか、そういう動きがあるという。

○土井部会長　そこも書けたら書いた方がいいですよ。

○井利委員　そうそう、できているので、そういうことで、地域がよくなっていくって。

○杉浦委員　ここで補完している勢力とか動きとか少し書くかみたいなので少し。

○土井部会長　根っこにある割には、場所には、根っこだからかもしれないですが、少ないので。

ありがとうございます。では、続きまして8番です。ひとり親家庭に育つ子供への支援につきましてです。いかがでしょうか。個々はよろしいですか。

○新保委員　都庁の中でこの計画をつくっていると思うので、そこと併せていただければ、

○山本若年支援課長　そうです。整合性を取って。

○新保委員　たぶん、その一部分は前の貧困と絡んでくると思うので、7と8を意識して、東京都の人や家庭、何とか計画というのがあると思うので、それと合わせていただければいいかと思います。

○杉浦委員　それとも、女性支援法みたいなもの、主体にはなっているわけですよ。女性支援法って、あの生きづらいの女性、この4月からの

○山本若年支援課長　この子若計画はこちらが皆様のご意見も各局へ当てていくのですが、各局で持っている計画も逆に反映していくことになります。

○土井部会長　そこが入ったものが次回出てくる。

○山本若年支援課長　取りまとめの段です。

○土井部会長　では続きまして9 自殺対策です。いかがですか。

○井利委員　自殺と精神疾患、特に鬱に非常に関係が、実はアルコール依存が密接に関係しているところですね。ここを包括的に見ていく必要があるというので、土井先生が書いてくれた前の部分、後者の大きい人間関係とか、あと、孤立対策と密接に連動しているというところもすごく大きいし、精神疾患とか人間関係や孤立、そういったものと連動しているの、包括的に見ていく必要があると思うんですよ。

○杉浦委員　発達障害とかで、薬物結構投与されているというのがあって、自死に至っているみたいな、旭川の凍死事件もそうですが、そのところは、精神科医すごく懸念しているので、指摘してもいいんじゃないかと思うんですが。データはそんなにあげられないが。

○土井部会長　取組・今後の方向性のところに、そういう話をもう少し入れる。

○杉浦委員 発達障害がすごくたくさん認定されて、結構薬物が投与されているんですよね。

○新保委員 もう忘れてしまいました。なんでしたっけ。

○土井部会長 神経発達症。

○新保委員 障害じゃないですね。症でしたね、神経発達症でしたね。症ですね。

○土井部会長 症状の症。

○井利委員 自殺未遂者、ものすごく多いですかね。そのうち7割ぐらいは誰にも相談してないというし。孤独ですかね。相談できないのです。

○土井部会長 そっちは予防因子の問題ですよ。危険因子はいろいろあるんだろが、基本的には人間関係があればね。なんとか止まれるので、予防因子が今ないんですよ。子供にとって。

さっきのこともそうですよ。非行少年の少年鑑別所の調査をやったら、自殺動機って一般所員と比べて非常に高いです。自傷もそうですが。一般の高校生の女の子だと自傷行為経験は12%ぐらいですが、少年鑑別所だと80%ってできますから、相当根っこはそっちですよ。非行の問題は。

○杉浦委員 そうですよね。被虐待の体験というのが結構大きいですね。

○土井部会長 だから、被虐待経験と、被いじめですよ。これが根っこです。

じゃ、少し先ほどの話、人間関係まで少し補っていただいとしたいと思います。

では、続きまして、10は先程やりましたのでよろしいですね。11も先ほどやりましたので、ここでもよろしいですね。次は12の特に配慮が必要、ここはからですよ。特に配慮が必要な子供・若者への支援ですね。ここはいかがでしょうか。

私は、啓発活動の方に入れてもらった方がいいんじゃないかと思うんですが。言葉だけの問題ではないので。さっきのひきこもりと同じで、当事者だけではなくて、周りの方の啓発活動がいるんですよ。ほぼ同じだと思います。

○杉浦委員 夜間中学とかは割と知られていますよね。

東京都のほうではかなり、夜間中学。推進しているとか。

○山本若年支援課長 区市町村が主体。中学校は主体です。

○杉浦委員 なるほど。都でつくっているというのはないんですかね。さっき、言葉だけの問題じゃないと言われたが、学校という「行く場所」があって、「先生がいる」というリアルところで、割と子供達とか、あるいは、戦時中の勉強が学べなかった人たちも夜間中学校へ行く意味を見つけていた。

○山本若年支援課長 高齢者、

○杉浦委員 ニューカマーの子供たちもそこが語学の勉強の場となっているそうです。

○井利委員 まだそういう外国の子に対するいじめみたいなのは、実際にありますよ

ね。子供達。だから、日本の一般の子供たちもそういうふうになってないというか、親が育ってないのかも分からないですが、それは啓発というのは必要になってくるんじゃないでしょうか。

○土井部会長 まあ、両輪ですよ。だから、当事者支援と周りの啓発活動ですね。両輪ですよ。そこは入れてもらったほうがいいのかと思います。

○井利委員 増えているんですね。さっきのデータでいくと。

○土井部会長 じゃ、啓発も入れていただくということで。

次は、難病等ですね。ここはいかがですか。

では、次は、性自認及び性的指向の問題です。以前出ると思いますが、オリンピックの記述どうしますか。

○小西委員 ここは余り直接は関係ないように思います。

○土井部会長 関係ないというのは、取っちゃってもいいですよ。

○杉浦委員 あと、性自認の悩みを抱えた子供に何か対応というのがあるんですか。もともと性自認って自分が他のこと違うことに対して、そのことの意味が分からなくて悩む子供がいるので、早い段階からそういったマイノリティという存在がいて、こういうふうな思いをするが、別に異常なことでもなんでもないしということ、どこかでちゃんと伝えておかないと、誰にも相談できないまま自殺してしまうとか、屈折してしまうとかというのがあるので。

性教育とよく似ているんですが、教育をちゃんとするということが、まず最初にあるべきだと思います。

○土井部会長 確かに自殺率高いですよ。

○杉浦委員 自分の人生が見通せないというんですね。どうやって生きていったらいいかわからない。だが、おかしいんじゃないか。親にも言えないし、ということで。

○土井部会長 それは入れていただくということで。

○小西委員 その現状・課題の1つ目、2つ目が削除。今の(3)の場合。

○土井部会長 そうです。そうなると思います。

○小西委員 むしろこれですかね。人権尊重条例をベースにして、現状・課題を書いているほうがまとまっている感じがするかと思います。

○土井部会長 それを先にもってきてですね。

ついでに言えば、その3つ目の、当事者の方々が、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じたり、と言われるんですが、そうですが、それだけではなく、もっと後は経済的不利益とか生活上の不利益とかの問題もあるので、これだけ変えちゃうとそっちはどうなんだと私は思われるんだと思うんですよ。

私の案は、成人及び性別、性的嗜好に関しては、当事者の人々が経済的な不利益や

生活上の不利益を受けたり、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じたり、少数者であるために興味本位にも見れたり、偏見や差別によって社会生活のさまざまな場面で、人権に関わる問題に直面しているという現状があります。というのが私の案ですね。

あと、気になったのは可能かどうか分かりませんが、基本的にこれに上がっているのはソフトの面ばかりなので、ハード的な対策はどうなんでしょうねというのは認められるものかどうかですね。

公共施設においてですとか。

○井利委員 制服とかはずいぶん配慮されているんですよ。だから、物理的なもの、トイレとかというものに対する配慮はどれぐらいされているかというのをチェックする必要があるかもしれない。

実際されているんですか。

○土井部会長 私は専門ではないので分からない。

○井利委員 トイレとか。

○新保委員 この中は何かありますか。工夫は。都庁の中は。

○山本若年支援課長 要するにユニバーサルトイレ。

○新保委員 それはあるんですね。

○山本若年支援課長 あれは、だれでも使えますがね。

○新保委員 女性であろうが男性であろうがね。大学にはありますよね。

○小西委員 「誰でもトイレ」という形で。

○新保委員 だから、それを増やしていくかどうかですよ。

○杉浦委員 子供の場合、そこを使うってことだけで何かみんなから違う目で見られるんじゃないかと思うだろうから。

○土井部会長 そのプリントをいただければと思います。

それで、ここまでですかね。一応はね。それで、次に、まだ次があるんですよ。続きまして、今度は、2の方になります。被害防止と保護におけるところですね。これも、まず、事務局から説明お願いしてよろしいでしょうか。

○事務局職員 はい。

○新保委員 時間も経っているので、これは社会的養護の計画づくりを、今、私座長でやっているの、それを参考にしていただければいいんじゃないかと思います。多分、だいぶ上手に書いてあると思いますが、そちらを参考にして、お願いしていいですか。

○事務局職員 一応すり合わせて、整合性を取っていきます。

○土井部会長 今からの2の方ですか。

○新保委員　そうです。社会的養護のことも、児童虐待のことも両方とも入っておりますので。

○土井部会長　じゃ、どうします。説明はもう飛ばしちゃいますか。

○事務局職員　子供・若者福祉を害する犯罪対策等が3にあるんですが、こちらにつきましては、本日の資料の方で、統計データの方に261枚目のスライドのところですね。児童ポルノ事犯の検挙件数より被害少年の推移が参考でつくってございます。こちら、本日の資料として一緒に付いております、そのぐらいでございます。以上です。

○土井部会長　ありがとうございます。次は通信対策ですか。ここは全体としてご意見があれば、お出しただければと思いますが。

私は気になったのは、社会的養護対策のところ、養護施設出身者の大学進学率が一般的に低いので、この就学支援も含めるべきではないかという意見は、あらかじめ提出をしたんだが。

○新保委員　確かにおっしゃっているんですね。記載いただければありがたいと思っています。向こうでは、そういう話になってないです。ごめんなさい。もう当然の話として、入ってないから、ここで書いて良いと思います。ここで書いていただいたほうが良いと思います。こちらは社会的養護の本当に専門家ばかり集まってやっていました。だから、こちらで書いたほうが良いようです。

○土井部会長　あとは皆さんよろしいですか。

○小西委員　1、2も含めてですか。

○土井部会長　含めてです。

○小西委員　自分が書いたのは、児童虐待のところの対策の3つ目の丸の「虐待は子供の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます」は、いわゆる逆境の小児期体験ということで、いろいろと研究が進んでいるので、その用語を使って説明していてもいいのではないかと思います。

○土井部会長　よろしいですか。

○小西委員　本当ならば、取組、今後の方向性についても、そうした児童に対する時のトラウマ・インフォームド・ケアですか、そのトラウマがあるということの一つ前提とした上で接していくという、そういう接し方をより広めていくことが、子供たちにとっても良いということが、今、色々なところで言われているので、そういうところを踏まえたほうがいいのではないかと思います。

○土井部会長　ありがとうございます、

ほかはよろしいですか。では、もう時間9時になっているので、続きまして第4章、推進体制の整備のところをまず説明をお願いします。

○事務局職員 スライドのほうは175枚目になっております。都における推進体制ですが、本計画の記載のとおりでございます。青少協、健全審、子若支援協議会、区市町村との連携、それから啓発というふうな構成になっております。

こちら(4)のところ、若ナビαの取組の記載がございまして、若ナビαでは区市町村や地域で子供・若者支援を行っている民間団体などから相談を受け、子供・若者を条件とした支援機関に対する支援を行うとしてございまして、実績としましては、令和5年度直近において年間で約130件の実績がございました。

また、区市町村の役割の方でございます。176枚目をご覧ください。こちらは構成としまして(1)地域の実情に応じた施策の着実な推進、区市町村における子供・若者計画策定、(3)地域における子供・若者育成支援ネットワークの3つの構成になっております。

こちら、(2)の区市町村の子・若計画の策定に関連しまして、参考までですが、皆様ご存じのとおり、こども基本法では子供・若者計画をこども計画で一体に作成することができるとされておりますが、都といたしましては、引き続き子供・子育て支援総合計画、それからこの子・若計画を策定するとともに、都の基本戦略であるこども未来アクションと、それから東京都の少子化対策の現在、こちらは毎年度改定する形でスピーディーかつ効果的に子供政策、少子化対策のバージョンアップを図っていくといたしまして、都といたしましては子供・若者計画で策定しているといったところを参考でご説明させていただきました。

また、この文書の次のところには、今、現計画であります子・若計画の協議会の仕組みを、この現計画のこの続きのところにございます。こちら何かございましたら、ご意見をいただければと思います。以上でございます。

○土井部会長 ありがとうございます。では、ご意見ありますか。お願いします。

○井利委員 1、2、1、2ですか。孤立・孤独の問題というのはどこでやるとかあるんですか。

非常に若者も、ここに書いたんですが、自宅で死亡した、独居者数、10代から30代が511人にのぼると、一人で死んでいく若者がほぼ自殺だろうと言われているんですが、非常に孤独・孤立感というのが高まっているという問題はあるんですが、そこを区市町村はどこかでやっているのか。どういう位置づけでやっているのか分からないですが。

○山本若年支援課長 孤独・孤立、子若計画のどこで取り上げるかという話ですか。

○井利委員 どこに取り上げているのか。取り上げないのですか。

○山本若年支援課長 まあ、いろんなところ。例えば、居場所のところ、皆さんにご議論いただいた、孤立・孤独という文言を加えています。

- 井利委員 特に区市町村でそれについてやってくださいというのはいないんですね。
- 山本若年支援課長 今ここは体制の話を書くところなんで。その個別の具体的問題はまた違うところ。
- 土井部会長 そういうこう、それこそ孤独対策、たぶん、大事につくったような、後はその専門とするような組織体制は多分ないんですかというご主旨だと思うんですが。
- 新保委員 この担当大臣みたいな。
- 井利委員 一応、担当大臣だから。
- 村上担当部長 職務でそれぞれ決めていますからね。分野とかというか、その中でその特化したというのはあるかも、あっても課とか担当までなんだろうが、組織で課とか、あと、これも優先順位が違うので、孤独は大事ですが、いろんな部署で、その就労なんかとか、いろんなところでやっていて、その全体としてやっているが、特別なものはないのが、よくあったりしますよね。特化して全部施策を集中してやるというのは、いろんな部署で、孤独・孤立について、教育も含めてやっているというのが大事かと思いますがね。
- 井利委員 都としてはそうそう。
- 山本若年支援課長 普通各局で対策としてやってて、そこを取りまとめるというか、一つ。
- 栃折課長 児童福祉局政策局福祉局で取りまとめをやっております。今お話ししたように、各連携をしながら施策になっているような体制でやってございます。
- 小西委員 よろしいですか。1、2に関してですが、まず1の方では、この(1)の29から31までの審議内容は、近年のものに差し替えられると思うのですが、あと、こども基本法上では、都道府県や区市町村で、こども施策に係る事務の実施にかかる協議及び連絡調整を行うための協議会という規定があるのですが、これは東京都の方では設置というのは予定されていないのでしょうか。
- 事務局職員 こちらですね。具体的に言いますと東京都青少年問題協議会、つまりこちらでこういった既存の協議会を指しておりますので、私どもでは設置されているという形になっております。
- 小西委員 分かりました。ありがとうございます。あと、この推進体制の中に、こども未来会議というのが入っていないのですが、それはまた位置づけとしては別なのでしょうか。
- 新保委員 知事直轄でやっている
- 小西委員 有識者の方が集まってされている。どういう位置づけなのかなとこれを拝読しながら思ったのですが。

○山本若年支援課長 計画の推進体制なんで、今のこの現状で言うと、第2期の子供・若者計画をどういった体制で推進していくのかという、今既存の協議会としては、これらのものと連携していく。

そこに、先生のおっしゃるようにこの間にいろんな会議体もでき上がっているんで、そういったものを入れていくのかというのは確かに検討させていただきます。

○小西委員 分かりました。ありがとうございます。次の2のところですが、都としては、東京都子供・若者計画を策定していくというようなところで、区市町村も同じように、子供・若者計画の策定を推進していくということなのか、(2)のところですね。それとも子ども基本法にもあるように、子供・若者計画と一体のものとしての子ども計画の策定を推進するということなののでしょうか。どちらの方向性で進められるのかなと思ったのですが。

○山本若年支援課長 都はそうですが、それを区市町村に強制するつもりはなく、区市町村それぞれの実情に応じて子供計画が良いのか、子若計画のままがいいのかというのは、区市町村に応じてと思います。

○土井部会長 私は今茨城県つくば市にいますので関わっていますが、その子供・若者計画はあるんですが、中身は小学生までです。つくっているのは。もう中学校の上は何もなしです。

○山本若年支援課長 そうですか。

○土井部会長 だから一応全体としてやっちはいるんですが、小学生までです。市のレベルです。

○井利委員 東村山市はつくろうとしていますね。若者を入れようとして。あと、文京区も。子ども家庭部子育て支援課が若者支援への取り組みを始めています。

○山本若年支援課長 子供計画になることで、結構子供に限定されてしまうような結果がありますよね。でも、国は子供計画を、若者が入っているとおっしゃっていますが。

○土井部会長 さっきの子供未来会議というのは、子供が参加するものですか。

○小西委員 有識者の方たちとか、実際、NPOで支援している方たちとかで構成されたり、そこでプレゼンしたりという。

○土井部会長 ことも本人は。

○小西委員 ケースによっては、国際的などところで発表をされた子供がそこでもプレゼンしたというのは確かあったかと思うのですが。

○土井部会長 いや気になったのが、今回、子供・若者の意見表明権の尊重とか、意見の吸い上げをどうやってやるかって話があるので、それをこの体制のどっかに反映させないと何もないんじゃないのって見られないかなと気になったので。

- 新保委員 全て子供・若者部会、支援部会じゃなくて部会の方、はいらないですか、それには該当しない。
- 山本若年支援課長 今回、若者部会の方はその仕組みを検討していただいたということで、体制として、
- 土井部会長 常設だったらいいですが、
- 山本若年支援課長 テーマに応じてと、
- 新保委員 ああ、じゃ、だめですね。
- 小西委員 先ほど、委員長もおっしゃったのですが、こども計画において、自治体によっては若者の部分が捨象されてしまうようなところもあるので、強制ではないにしても、各区市町村も、若者の部分も着目して計画を立ててもらえるように、進めていくというか、そういう部分もあってもいいかなと。子供の権利と比べて、若者の権利がないがしろにされがちなところもあるなど感じているので。
- 井利委員 本当に、18歳。子供を過ぎた18歳から上、20代の方たち、30代の方たちの支援って、本当に抜けたところをやろうということが、若者支援推進法で行ってきている。それが、今回もっと具体的にやろうって形になってきていると思いますので、そこはぜひ、そこをやらないと、今抜けていますよね。
- 土井部会長 それは、市町村でどこまでできるかと思うんですが、つくば市の場合は、若者は県がやるからという話ですよ。だからこれは、東京都でやるから、市町村ではというね。そういうふうになるかもしれない。それはだから、市町村まできちんとそこを求めるかどうかですよ。若者まで含めてね。
- 小西委員 今の時点で子若計画をつくっていたところというのは、若者も含めているところが基本だったと思うのですが、子若法に基づいているので。こども基本法になったことによって、それがもう完全にそっちの方に、こども計画ということに、子供に集約していいんだみたいな雰囲気になってしまうのは、なんとか食い止める方法がないかと思うのですよね。
- 土井部会長 そこは、書くとしたら、どこにどう書けばいいんですか。区市町村には、これどっかに書き込むということですよ。
- 小西委員 (2)の策定のところとか。
- 土井部会長 都として区市町村に要求できるかどうか。
- 山本若年支援課長 どういった書きぶりでもどこにどう乗っけるかを含めてご相談させてください。
- 土井部会長 じゃ、ご検討いただいて次回お持ちください。よろしいですか。私たちとしては、書き込んでいただいた方がいいと思います。

あと、先ほど井利さんがおっしゃった、孤独・孤立の問題は、確かにいろんなとこ

ろで分散してやっているんだろうが、そういうことをどっかに書いておくってことも見える形で見える化することはあってもいいのかもしれないですね。重要な問題だからということ。

○井利委員 意識してほしいとかね。そういう重要な問題があるというところは。  
○土井部会長 例えば、今（４）で区市町村、民間団体との連携というありますが、その前後あたりに、その孤独・孤立対策をめぐる各組織の連携みたいなものがあって、ひとこと入れておくと、意識しているんだなってことは分かりますよね。特定のものがあるわけじゃないが、連携してやっていますと見えることは見えますよね。じゃ、それもあわせてご検討いただいでよろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。ここで終わりにになりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ここまでです。

では、次回は東京都子供・若者支援協議会での意見の報告。それから、この東京都子供・若者協議会の第３期の中間のまとめとなります。引き続きよろしく願いいたします。

では、最後に事務局からのご連絡をお願いいたします。

○山本若年支援課長 皆さんありがとうございました。第５回若年支援部会については、今後日程調整をさせていただき、決まり次第、開催日程をご連絡したいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○土井部会長 では、これをもちまして第４回若年支援部会を閉会いたします。本日もありがとうございました。お疲れ様でした。

○一同 ありがとうございます。

午後９時１４分閉会